

第三部 短期大学関係法令 Q & A

短期大学関係法令 Q & A

～ 入学資格関係 ～

■ 高等学校を卒業していない者の大学入学資格について ■

Q 1 高等学校を卒業していないのですが、大学に入学することは可能でしょうか。

A 大学の入学資格に関しては、高等学校を卒業していなくても、中等教育学校卒業生、特別支援学校の高等部修了者、高等専門学校の3年次修了者に認められる。

さらに、それ以外の方についても、指定された専修学校の高等課程の修了者、国際バカロレア・アビトゥア・バカロレアなどの外国の大学入学資格の保有者で18歳に達した者、高等学校卒業程度認定試験の合格者、大学において個別の入学資格審査により認められた者で18歳に達した者などにも大学への入学資格が認められる。

■ 外国において学校教育における11年の課程を修了した者の大学入学資格について ■

Q 2 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了したのですが、学校教育における11年の課程しか修了したことにならない場合、大学に入学するにはどういった方法がありますか。

A 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了したにもかかわらず、学校教育における11年の課程しか修了したことにならない場合、指定された準備教育課程を修了することによって、大学入学資格が認められることになる。

また、それ以外にも、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合や、各大学が行う個別の入学資格審査によって高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた場合にも、大学入学資格が認められることになる。

さらに、国際バカロレア・アビトゥア・バカロレアといった外国の大学入学資格を取得し、18歳に達していれば、大学入学資格が認められる。

～学 籍 関 係～

■短期大学への編入学について■

Q 3 大学から短期大学への編入学はできるのでしょうか。

A 短期大学は、2年又は3年の課程において、独自の特色ある教育を展開しており、入学から卒業までのすべての教育課程を一貫して修めることにより、所期の目的が達成できることから、短期大学では、原則、編入学は受入れていない。

■短期大学への転学について■

Q 4 他の短期大学へ転学する場合、在学中の短期大学は退学の扱いになるのでしょうか。また、学期途中での転学はできるのでしょうか。

A 日本の短期大学では、短期大学間の転学があまり容易ではないが、転学に関する規定上は、これまで在籍していた短期大学では転出（転学）として、新しく在籍する短期大学では転入（転入学）として扱われることが多い。また、短期大学の場合、転学に当たっては取得単位が必要であることから、学期末での転学が適当である。

～短期大学設置基準関係～

■授業時間数の確保と定期試験の実施について■

Q 5 中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』において、授業時間に定期試験の期間を含めてはならないとの記述がありますが、これは「授業時間内で成績評価まで終えてしまってはならない」ということを意味するのでしょうか。大学として定期試験期間というものを設けないという判断はあってもいいのでしょうか。

A 短期大学設置基準において、1単位あたりの授業時間は、講義や実習等の授業方法に応じて15～45時間とされており、講義であれば1単位当たり最低でも15時間を確保しなければならない。また、同様に、1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることが原則とされており、このことは、授業期間が30週と考えれば、5週間は定期試験等の期間と理解することができる。各短期大学は、これらのことに留意して、単位制度的確な運用に努めなければならない。

■必修と選択について■

Q 6 開設する授業科目の「必修」「選択」の割合は、各短期大学で決定できるのでしょうか。また、全て選択科目としてもよいのでしょうか。

A 必修と選択の割合については法令上の規定はないので、その教育目的、教育方針等に基づいて、各短期大学が学則で定めればよいことになる。ただし、短期大学設置基準第6条に「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」とあるように、全て選択科目とすることは適切でない。各学科には、当然、その学科としての“教育理念・目標”があるはずであり、いわゆる“コース制”を設けている学科であったとしても、コースに関らず、その学科に所属する学生全員が履修すべき科目を学科の必修科目として配置すべきである。なお、いわゆる“選択必修”は、学則上は、選択科目に該当する。

■登録単位数の上限について■

Q 7 履修科目の登録単位の上限は何単位が適当でしょうか。

A この規定のねらいは、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とする単位制度の趣旨に沿った十分な学習量を確保することにある。実際の上限単位数は、設置基準上の卒業要件単位が62単位であることを踏まえつつ、各短期大学がそれぞれ判断することになる。なお、登録単位数の上限については、学則等に規定するよう努められたい。

■ボランティア活動の単位認定について■

Q 8 夏季休暇中に、学生が地域のボランティア活動に参加した場合、その活動に対して単位を与えることはできるのでしょうか。また、東日本大震災の被災地等でのボランティア活動に単位を与えようとする場合、留意すべき点は何でしょうか。

A 前者については、単にボランティア活動に参加したことのみをもって単位を与えることはできない。単位を与えようとする場合は、各短期大学が授業の一環としてこれらの活動等を取り入れている必要がある。

後者については、「東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について（通知）」（平成23年4月1日付け23文科高第7号文部科学副大臣通知）（※）において、「ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置づけ、単位を付与することができる」とされていることから、ボランティア活動に対

して単位を与えようとする場合は、少なくとも上述の要件を満たしていることが必要である。

なお、ボランティア活動を中心とした授業科目を開講する場合は、円滑なボランティア活動の実施と適切な成績評価に資するため、担当教員による随行や事前指導、ボランティア活動後の活動報告会等を行うことが望ましい。

(※) http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304540.htm

■ 単位修得を希望しない者を科目等履修生として受け入れることについて ■

Q 9 単位の修得を希望しない者を科目等履修生として受け入れることは可能でしょうか。

A 科目等履修生の制度のねらいは、従来、単位の修得が不可能であったものを可能にした点にあり、単位の修得を義務付けたものではないので、単位の修得を希望しないものを受け入れることは可能である。

■ 他短期大学等の在学生在を科目等履修生として受け入れることについて ■

Q 10 他の短期大学、大学等に在籍している者を科目等履修生として受け入れることは可能でしょうか。

A 可能である。なお、短期大学、大学間との単位互換協定に従い、適切な手続きのもとで受け入れを行うことが望ましい。

■ サテライト教室について ■

Q 11 短期大学においてもサテライト教室を開設することが可能でしょうか。

A 可能である。平成 15 年 3 月の改正により、「授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる」（短期大学設置基準第 11 条第 4 項）ようになった。授業の対象としては、社会人（実務の経験を有する者）のほか、単位互換による授業を受ける者であって、当該授業を実施する短期大学の校舎等に継続的に通学することが困難なものなども想定される。

なお、サテライト教室を開設する場合の要件については、平成 15 年文科省告示第 51 号を参照されたい。

■専任教員の年齢構成について■

Q 12 専任教員の年齢制限（設置基準上の必要専任教員数の算定上の制限）が廃止されたのに伴い、新たに短期大学設置基準第 20 条第 3 項が設けられ、「教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するもの」とされたが、その際の具体的な目安はあるのでしょうか。

A 年齢構成がある特定の範囲に偏っていると、教育研究水準の維持向上、またその活性化の観点から問題がある。また、定年を迎える教員が一時に集中し、その後の教員採用に支障をきたすおそれも生じる。具体的な目安となるものはないが、それぞれの短期大学の実情に即しつつ、各世代の教員がバランスよく配置されていることが望ましい。

■既修得単位、単位互換等による修得単位数の上限■

Q 13 入学前の既修得単位、いわゆる単位互換に係る修得単位、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修については、それぞれ最大何単位まで認定することができるのでしょうか。

A 短期大学設置基準の第 14 条には、他の短期大学又は大学における授業科目の履修等（単位互換制）に係る単位の認定、第 15 条には短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定、第 16 条には入学前の既修得単位等の認定について規定されている。これら各条における修得単位の限度については次の表のようにまとめた。

（平成 3 年文部省告示第 69 号）平成 11 年 3 月 31 日一部改正

区分	設置基準	認定可能単位数（2 年制）	認定可能単位数（3 年制）
A	A 1 他の短大・大学の授業科目の履修 （第 14 条第 1 項）	A 30 単位 A + C 30 単位 B 30 単位 B + C 45 単位 C 30 単位 A + B + C 45 単位	A 46 単位 A + C 46 単位 B 46 単位 B + C 53 単位 C 46 単位 A + B + C 53 単位
	A 2 短大・大学以外の教育施設等における学修 （第 15 条第 1 項）		
B	外国の短大・大学への留学 （第 14 条第 2 項）		
C	C 1 入学前の短大・大学の授業科目の履修 （第 16 条第 1 項）		
	C 2 入学前に行った短大・大学以外の教育施設等における学修 （第 16 条第 2 項）		
最大限の認定可能単位数		A + B + C 45 単位	A + B + C 53 単位

- (注) 1. 夜間学科等で、卒業要件単位が62単位以上の3年制短期大学は、2年制短期大学と同様の扱いとなる。
2. Cについては、①他の短期大学から編入学、転学等してくる場合の単位の認定、②入学する短期大学で既に修得した単位がある場合の単位の認定については、前記の取扱いとは別に、当該短期大学において何単位まで認定するかを決定できる。

■短期大学又は大学以外の教育施設等の学修における単位認定について■

Q 14 中国からの帰国子女を受け入れた。当該学生は中国語が堪能であり、実力としては、「中国語検定」の2級相当だと思われるが、合格はしていない。この学生に中国語に関連する科目の単位認定をしてあげたいが、可能でしょうか。

A 現状では、「中国語検定」に合格していないので不可能である。ただし、当該学生が「中国語検定」の所定の級に合格し、申請することにより単位認定が可能となる。

短期大学設置基準第15条第1項には、「短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。」と規定されている。

■長期履修学生受入れに伴う学則変更について■

Q 15 長期履修学生を受け入れる際、どのように学則を変更したらよいのでしょうか。

A 長期履修学生の定義及びこれを受け入れる旨の条文、長期履修学生の授業料等の費用徴収に関する事項については学則上に規定することが必要となる。また、在学年限についても学則等に規定することが適当である。

■長期履修学生の学生数のカウントについて■

Q 16 長期履修学生のカウントの仕方は、どのようにしたらよいのでしょうか。

A 正規の学生として扱うので、原則として定員の内としてカウントする。ただし、一般の学生と履修形態が異なることから、収容定員超過率については、その実員に一定の係数（修業年限を長期履修学生の在学期間で除して得られた数）を乗じて算定するものとされている。

■長期履修学生の履修単位数の上限について■

Q 17 一学期に履修できる単位数に上限を定めなければならないのでしょうか。

A 上限を定めることが望ましい。この場合、履修期間が長期にわたることを勘案し、上限単位数については、一般学生のそれとは別に定める必要がある。また、長期履修学生の在学予定期間に応じて一学期又は一年間の上限単位を変えることも考えられるが、これについては内規等で定めておくことが適当である。また、必要と認められる場合には在学予定期間を途中で変えられるようにすること、また一般の学生と長期履修学生との間で履修形態の“切替え”ができるようにしておくことは制度の趣旨に沿うものであり、単位数の上限と併せて、学則等において規定しておくことが必要である。

■長期履修学生の授業料納入方法について■

Q 18 授業料等の納入方法はどのようにすればよいのでしょうか。

A 2年間で卒業する学生との均衡に配慮し、修業年限分の授業料の総額を在学予定年数にあわせて計画的に分割納入する方法や、1単位あたりの単価を決め履修単位数に応じて納入させる方法など、各短期大学で決定することが可能である。

～学科の設置、収容定員変更関係～

■既設学科の分野の範囲内の学科の設置について■

Q 19 既設の学科の分野の範囲内で新たな学科を設置する場合は、届出でよいのでしょうか。

A 届出でよい。また、既設の学科の廃止に伴い、当該廃止学科の分野の範囲内で新たな学科を設置する場合についても届出でよい。なお、当該案件が届出に該当するか否かを判断するに当たっては、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会へ事前に相談することができる。

■既設学科の統合について■

Q 20 既設の学科を統合し、新学科を設置する場合は、届出でよいのでしょうか。

A 既設の学科の分野の範囲内での新学科の設置は届出でよい。ただ、新学科の分野が既設の学科

の分野だけでなく他の分野も含む場合は、既設の学科の教員から、新学科の教員基準数の2分の1以上が移行する場合に限られる。2分の1に満たない場合は、「認可事項」となる。なお、この場合も大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会へ事前に相談することができる。

■同一分野内で異なる専攻領域の学科の設置について■

Q 21 新たな学科の分野が、既設の学科の分野の範囲内と認められれば、“専攻領域”が異なる場合（例えば、国文科を有する短期大学が英文科を設置する場合）であっても、届出でよいのでしょうか。

A 届出でよい。

■学科統合の際の教員基準数等の算出について■

Q 22 既設の学科を統合し、新学科を設置する場合、当該新学科の教員基準数、基準校舎面積の算出方法は、どのような方法でしょうか。

A 既設の学科を統合して新学科を設置する場合であっても、特別な取り扱いはなく、教員基準数等については、短期大学設置基準にもとづき積算することとなる。

■いずれの分野にも該当しない学科の設置について■

Q 23 新設しようとする学科が、文科省告示第39条に示されている「学科の分野」のいずれにも該当しない場合はどうなるのでしょうか。

A 学科の分野に該当しない場合があるかは不明であるが、少なくとも複数の分野の複合によると考えられる。この場合は、新設学科の分野の一つが、既設学科の分野を含む場合は、その一つの分野の学科から教員が新学科に、新学科の教員基準数の2分の1以上移行する場合には、認可を要せず届出となる。この場合も、大学による適する分野の考えに基づき、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会へ事前に相談することができる。

■届出による学科設置の場合の教員審査について■

Q 24 届出により新たな学科を設置することが可能な場合は、教員審査は不要となるのでしょうか。

A 不要である。教員採用の的確性の判断については、短期大学設置基準に定めるところに従い、

各短期大学の責任において行うこととなる。

■ 学年進行中の学科の改組について ■

Q 25 完成年度を迎えていない（学年進行中の）新設学科の改組は認められるのでしょうか。

A 制度上、完成年度を迎えていなければ新学科の改組等を行うことができない旨の規定があるわけではないが、在学生等からの苦情等を受けないよう、在学生等が不利益を被らない等の配慮を図ることが必要と考える。

■ 工業（工場）等制限区域・準制限区域における学科の設置等について ■

Q 26 首都圏、近畿圏、中部圏における工業（工場）等制限区域・準制限区域内での学科の設置や収容定員の増加は可能でしょうか。

A 可能である（医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学、学部等を除く）。平成14年8月の中央教育審議会の答申を受け、大学、学部等の設置審査についての上記区域における設置や収容定員増についての抑制的な取扱い方針も撤廃された。

■ 短期大学等の設置にかかる教員組織、施設設備等の段階的な整備について ■

Q 27 文部科学省告示第52号に、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定められているが、この告示は、同一分野内における新たな学科の設置等、“届出事項”に該当する場合にも適用されるのでしょうか。また、収容定員増に係る認可及び届出についてもこの告示は適用されるのでしょうか。

A 届出事項に該当する学科の設置であっても、短期大学設置基準の規定により段階的に整備することができる。収容定員増減についても同様。

■ 短期大学等の設置、収容定員増等の際の入学定員超過率の取扱いについて ■

Q 28 文部科学省告示第45号に、短期大学等の設置や収容定員増等の認可に際しては、過去の平均入学定員超過率が原則として1.3倍未満であることが認可の条件とされているが、この告示は、届出事項に該当する学科の設置や収容定員増の場合にも適用されるのでしょうか。

A この告示は、届出に該当する学科の設置及び収容定員増の場合には適用されない。

■収容定員の大学短期大学間の振替えについて■

Q 29 短期大学全体の収容定員が純増となる場合であっても、大学から短期大学へ振替えを行うことにより、同一法人内の大学、短期大学全体の収容定員が変わらなければ、届出でよいのでしょうか。

A 認可事項となる。収容定員に関して届出か認可かについての判断は、法人全体としてではなく、あくまで学校種ごとに行い、その結果、定員増となる場合には認可事項となる。

■収容定員の学科間の振替えについて■

Q 30 学科の分野が同じであるか異なるかに関らず、短期大学内の学科間の収容定員の振替えを行う場合は、届出事項となるのでしょうか。

A 短期大学全体の収容定員が増加しない場合は届出事項となる。

■校舎敷地、運動場等が分かれている場合について■

Q 31 従来、同一学科の校舎敷地が2つ以上の団地に分かれている場合であっても、徒歩10分以内であれば、同じ敷地にあるものと認められ、団地ごとに必要専任教員を置く必要がなかったが、今回の設置基準等の改正により、この点に変更はあるのでしょうか。

A 中央教育審議会の答申を踏まえ、従来の大学設置分科会長決定の内規はすべて廃止され、必要な規定のみ設置基準等の法令に位置づけたところである。これにより、別地の要件としての時間的な制約は廃止されたが、教育研究上に支障がないことが大前提であることに変更はない。この場合の専任教員数は団地ごとではなく学科ごとに当該専任教員基準数を置くこととなる。

注) 申請・届出に係る手続等の概要、関係法令等は、文部科学省HPで確認することができます。

〈参考〉

文部科学省 TOP → 教育 → 大学・大学院、専門教育 → 大学の設置認可（[大学設置認可制度] [大学の設置等に関する事務相談] などで詳しく参照できます）

資料 1 短期大学設置基準

短期大学通信教育設置基準

□ 短期大学設置基準

(昭和50年4月28日)
(文部省令 第21号)

最終改正 平成24年5月10日 文部科学省令第23号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条、第8条及び第88条の規定に基づき、短期大学設置基準を次のように定める。

目 次

- 第1章 総則（第1条－第2条の3）
- 第2章 学科（第3条）
- 第3章 学生定員（第4条）
- 第4章 教育課程（第5条－第12条）
- 第5章 卒業の要件等（第13条－第19条）
- 第6章 教員組織（第20条－第22条）
- 第7章 教員の資格（第22条の2－第26条）
- 第8章 校地、校舎等の施設及び設備等（第27条－第33条の4）
- 第9章 事務組織等（第34条・第35条）
- 第10章 共同教育課程に関する特例（第36条－第42条）
- 第11章 雑則（第43条・第45条）

附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 短期大学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、短期大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

第2条 短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

第2条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第2章 学 科

(学科)

第3条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであつて、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。

2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。

第3章 学生定員

(学生定員)

第4条 学生定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。

2 前項の場合において、第12条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を、第43条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る学生定員を、それぞれ明示するものとする。

3 学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

4 短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする。

第4章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第5条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たつては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第6条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たつては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもつて 1 単位とすることができる。

三 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもつて 1 単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 8 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 9 条 各授業科目の授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業を行う学生数)

第 10 条 1 の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第 11 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 短期大学は、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 11 条の 2 短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条の3 短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(昼夜開講制)

第12条 短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

第5章 卒業の要件等

(単位の授与)

第13条 短期大学は、1の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第7条第3項の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第13条の2 短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第15条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）により当該短期大学に

において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第17条第1項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の短期大学にあつては、30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては、30単位）を超えないものとする。この場合において、第14条第2項において準用する同条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が2年の短期大学にあつては、45単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、53単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては45単位）を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条の2 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生等）

第17条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で1又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第13条の規定を準用する。

3 短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第22条、第30条及び第31条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4 短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、1の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第10条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

(卒業の要件)

第18条 修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得することとする。

2 修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位)を超えないものとする。

(卒業の要件の特例)

第19条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科(以下「夜間学科等」という。)に係る修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、前条第2項の規定にかかわらず、短期大学に3年以上在学し、62単位以上を修得することとすることができる。

第6章 教員組織

(教員組織)

第20条 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 短期大学は、2以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(授業科目の担当)

第20条の2 短期大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第22条及び第39条第1項において「教授等」という。)に担当させるものとする。

2 短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させ

るものとする。

(授業を担当しない教員)

第21条 短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員数)

第21条の2 教員は、1の短期大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の短期大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該短期大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第22条 短期大学における専任教員の数は、別表第1イの表により当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数(第38条第1項に規定する共同学科(以下この条及び第31条において単に「共同学科」という。)が属する分野にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第39条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第1ロの表により短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

第7章 教員の資格

(学長の資格)

第22条の2 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第23条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあつては実際的な技術に秀でていと認められる者
- 五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者

七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
(准教授の資格)

第24条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
(講師の資格)

第25条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第23条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第25条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第23条各号又は第24条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第26条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第8章 校地、校舎等の施設及び設備等

(校地)

第27条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有すること

ができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

- 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
 - 一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。
 - 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場)

第27条の2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。
- 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該短期大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。
 - 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。
 - 二 校舎から至近の位置に立地していること。
 - 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

(校舎等)

第28条 校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
 - 二 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等とする。）、研究室
 - 三 図書館、保健室
- 2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
 - 3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
 - 4 校舎には、第1項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
 - 5 短期大学は、第1項及び前項に掲げる施設のほか、原則として体育館を備えるとともに、なる

べく体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

- 6 夜間学科等を置く短期大学又は昼夜開講制を実施する短期大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(図書等の資料及び図書館)

第29条 短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。

- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

- 4 図書館には、短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(校地の面積)

第30条 短期大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、学生定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学科（昼間において授業を行う学科をいう。以下同じ。）及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とする。

- 3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第1項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第31条 校舎の面積は、1の分野についてのみ学科を置く短期大学にあつては、別表第2イの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積に第41条第1項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、2以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあつては、当該2以上の分野（当該分野に共同学科のみが属するものを除く。）のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積（共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積）に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第2ロの表に定める面積（共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く

場合にあつては、第 41 条第 1 項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積) 以上とする。

(附属施設)

第32条 短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

(機械、器具等)

第33条 短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(2以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第33条の2 短期大学は、2以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第33条の3 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(短期大学等の名称)

第33条の4 短期大学及び学科(以下「短期大学等」という。)の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第9章 事務組織等

(事務組織)

第34条 短期大学には、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第35条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第35条の2 短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第10章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第36条 2以上の短期大学は、その短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、当該2以上の短期大学のうち1の

短期大学が開設する授業科目を、当該2以上の短期大学のうち他の短期大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの短期大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び短期大学が外国に設ける学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する短期大学（以下「構成短期大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 短期大学は、共同教育課程のみを編成することはできない。

3 構成短期大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（共同教育課程に係る単位の認定）

第37条 構成短期大学は、学生が当該構成短期大学のうち1の短期大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成短期大学のうち他の短期大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

（共同学科に係る卒業の要件）

第38条 修業年限が2年の短期大学の共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第18条第1項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

2 修業年限が3年の短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第18条第2項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により20単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が3年の短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第19条に規定するもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

4 前3項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第14条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第1項、第16条第1項若しくは第2項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同学科に係る専任教員数）

第39条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて1の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第1イの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数（その数に1に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「短期大学別専任教員数」という。）以上とする。

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの短期大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第1項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る短期大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第1イの表の第4欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、第3欄）に定める専任教員数（以下この項において「最小短期大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員数は、最小短期大学別専任教員数以上とする。

（共同学科に係る校地の面積）

第40条 第30条第1項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る学生定員を合計した数に10平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該学科に係る学生定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同学科に係る校舎の面積）

第41条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて1の学科とみなしてその種類に応じ別表第2イの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「短期大学別校舎面積」という。）以上とする。

2 第31条及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに短期大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同学科に係る施設及び設備）

第42条 前2条に定めるもののほか、第27条から第29条まで、第32条及び第33条の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて1の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第11章 雑 則

（外国に設ける組織）

第43条 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができる。

(その他の基準)

第44条 専攻科及び別科に関する基準は、別に定める。

(段階的整備)

第45条 新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附 則

- 1 この省令は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和51年度又は昭和52年度に開設しようとする短期大学又は短期大学の学科の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。
- 3 この省令施行の際、現に設置されている短期大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。
- 4 この省令施行の際、現に設置されている短期大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、従前の例によることができる。
- 5 昭和61年度から平成4年度までの間に期間（昭和61年度から平成11年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する短期大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する短期大学」という。）の専任教員数については、第22条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。
- 6 期間を付して入学定員を増加する短期大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第30条の規定を適用する。
- 7 昭和61年度以降に期間（平成11年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した短期大学であって、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成12年度から平成16年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前2項の例による。

(略)

附 則（平成16年12月13日文科省令第42号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第1条中学校教育法施行規則第2条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同令第6条の次に1条を加える改正規定、第2条中大学設置基準第18条第1項の改正規定及び同令第45条を同令第46条とし、同令第44条を同令第45条とし、同令第43条を同令第

44条とし、同令第10章中同条の前に1条を加える改正規定、第3条の規定並びに第4条中短期大学設置基準第4条第2項の改正規定及び同令第37条を同令第38条とし、同令第36条を同令第37条とし、同令第10章中同条の前に1条を加える改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日文科省令第11号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成19年4月1日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

第2条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

- 1 学校教育法施行規則第8条第一号ロ
- 2 博物館法施行規則第9条第二号
- 3 大学設置基準第14条第四号
- 4 高等専門学校設置基準第11条第三号
- 5 短期大学設置基準第23条第五号

附 則（平成19年7月31日文科省令第22号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月13日文科省令第35号）

この省令は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成22年2月25日文科省令第3号）

この省令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月15日文科省令第15号）

この省令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月10日文科省令第23号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成25年1月1日から施行する。

別表第1 (第22条関係)

イ 学科の種類及び規模に応じて定める専任教員数

学科の属する分野の区分	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数
文学関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
教育学・保育学関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	10	8
法学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
経済学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
社会学・社会福祉学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
理学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
工学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
農学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
家政関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
美術関係	50人まで	5	3	51人～100人	7	4	101人～150人	8	5
音楽関係	50人まで	5	5	51人～100人	7	7	101人～150人	8	8
体育関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	9	7
保健衛生学関係(看護学関係)	100人まで	7	—	101人～150人	9	—			
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			

備考

- 1 この表に定める教員数の3割以上は教授とする(口の表において同じ。)
- 2 この表に定める教員数には、第21条の授業を担当しない教員を含まないものとする(口の表において同じ。)
- 3 この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。

- 4 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあつては、同一分野に属する学科が1学科の場合については100人につき1人を、同一分野に属する学科を2以上置く場合については150人につき1人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあつては、同一分野に属する学科が1学科の場合については50人につき1人を、同一分野に属する学科を2以上置く場合については80人につき1人を増加するものとし、音楽関係にあつては、同一分野に属する学科が1学科の場合及び同一分野に属する学科を2以上置く場合については50人につき1人を、それぞれ増加するものとする。
- 5 第18条第2項の短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の3割に相当する数を加えたものとする。
- 6 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の3分の1以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の3分の1以上とする（口の表において同じ。）。
- 7 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度に置いて、この表に定める教員数を減ずることができる（口の表において同じ。）。
- 8 看護に関する学科において第18条第1項に定める学科と同条第2項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第1項に定める学科にあつては、入学定員が100人までの場合は2人を、人を超える場合は3人を、同条第2項に定める学科にあつては、第四号により算定した教員数から3人を減ずることができる。
- 9 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入学定員	50人まで	150人まで	250人まで	400人まで	600人まで
教員数	2	3	4	5	6

備考

入学定員が600人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員200人につき教員1人を加えるものとする。

別表第2（第31条関係）

イ 基準校舎面積

同一分野に属する 学科の収容定員 学科の 属する分野の区分	100人まで の場合の 面積（平方 メートル）	150人まで の場合の 面積（平方 メートル）	200人まで の場合の 面積（平方 メートル）	250人まで の場合の 面積（平方 メートル）	300人まで の場合の 面積（平方 メートル）	350人まで の場合の 面積（平方 メートル）
文学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
教育学・保育学関係	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100
法学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
経済学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
社会学・社会福祉学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
理学関係	2,000	2,150	2,400	2,750	3,200	3,650
工学関係	2,100	2,250	2,500	2,900	3,350	3,800
農学関係	2,000	2,150	2,400	2,750	3,200	3,650
家政関係	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100
体育関係	1,700	1,850	2,050	2,250	2,500	2,750
美術関係	1,900	2,050	2,250	2,600	3,000	3,350
音楽関係	1,700	1,850	2,050	2,350	2,700	3,100
保健衛生学関係 (看護学関係)	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	1,850	1,950	2,200	2,450	2,800	3,100

同一分野に属する 学科の収容定員 学科の 属する分野の区分	400人まで の場合の 面積(平方 メートル)	450人まで の場合の 面積(平方 メートル)	500人まで の場合の 面積(平方 メートル)	550人まで の場合の 面積(平方 メートル)	600人まで の場合の 面積(平方 メートル)
文学関係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
教育学・保育学関係	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
法学関係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
経済学関係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
社会学・社会福祉学関係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
理学関係	4,150	4,600	5,050	5,500	6,000
工学関係	4,250	4,750	5,200	5,650	6,100
農学関係	4,150	4,600	5,050	5,500	6,000
家政関係	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
体育関係	3,000	3,250	3,500	3,750	4,000
美術関係	3,750	4,150	4,550	4,950	5,350
音楽関係	3,450	3,800	4,200	4,550	4,950
保健衛生学関係 (看護学関係)	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	3,400	3,750	4,050	4,350	4,650

備考

1. この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない（口の表において同じ。）。
2. 同一分野に属する学科の収容定員が600人を超える場合には、50人を増すごとに、この表に定める600人までの場合の面積から550人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。
3. 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とする。
4. 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る学生定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（口の表において同じ。）。
5. この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は別に定める（口の表において同じ。）。
6. この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該短期大学と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算

した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に該当学校等との共用部分の面積を含めることができる（口の表において同じ。）。

ロ 加算校舎面積

学科の種類	100人までの面積（平方メートル）	200人までの面積（平方メートル）	300人までの面積（平方メートル）	400人までの面積（平方メートル）	500人までの面積（平方メートル）	600人までの面積（平方メートル）
文学関係	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
教育学・保育学関係	1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
法学関係	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
経済学関係	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
社会学・社会福祉学関係	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
理学関係	1,500	1,850	2,800	3,700	4,650	5,550
工学関係	1,500	1,900	2,850	3,750	4,700	5,600
農学関係	1,500	1,850	2,800	3,700	4,650	5,550
家政関係	1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
体育関係	1,400	1,700	2,200	2,700	3,200	3,850
美術関係	1,300	1,650	3,300	3,300	4,050	4,800
音楽関係	1,250	1,550	3,150	3,150	3,800	4,550
保健衛生学関係 （看護学関係）	1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
保健衛生学関係 （看護学関係を除く。）	1,250	1,600	2,250	2,850	3,500	4,100

備考

収容定員が600人を超える場合は、100人を増すごとに、600人までの場合の面積から500人までの場合の面積を減じて算出する数を加算するものとする。

□ 短期大学通信教育設置基準

(昭和57年3月23日)
(文部省令第3号)

最終改正 平成19年12月25日 文部科学省令第40号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第3条及び第88条の規定に基づき、短期大学通信教育設置基準を次のように定める

(趣旨)

第1条 短期大学が行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、通信教育を行う短期大学を設置し、又は短期大学において通信教育を開設するのに必要な最低の基準とする。

3 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(通信教育を行い得る専攻分野)

第2条 短期大学は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。

(授業の方法等)

第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)、短期大学設置基準第11条第1項の方法による授業(以下「面接授業」という。)若しくは同条第2項の方法による授業(以下「メディアを利用して行う授業」という。)のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

3 短期大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。第4条授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第5条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

一 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。

二 放送授業については、15時間の放送授業をもつて1単位とする。

三 面接授業及びメディアを利用して行う授業については、短期大学設置基準第7条第2項各号の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、短期大学設置基準第7条第3項の定めるところによる。

(卒業の要件)

第6条 卒業の要件は、短期大学設置基準第18条又は第19条の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位について、修業年限2年の短期大学にあつては15単位以上、修業年限3年の短期大学にあつては23単位以上（短期大学設置基準第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては15単位以上）は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該15単位又は23単位のうちそれぞれ5単位又は8単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第7条 短期大学は、短期大学設置基準第15条に定めるところにより単位を与えるほか、あらかじめ当該短期大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部科学大臣が別に定める学修を当該短期大学における履修とみなし、単位を与えることができる。

第8条 削除

(専任教員数)

第9条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第6項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数は、別表第1により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。

2 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合においては、短期大学設置基準第22条の規定による専任教員の数に当該学科が行う通信教育に係る入学定員1,000人につき2人の専任教員を加えたものとする。ただし、当該加える専任教員の数が当該学科における同条の規定による専任教員の数の2割に満たない場合には、当該専任教員の数の2割の専任教員の数を加えたものとする。

3 短期大学は、短期大学設置基準第17条第1項の科目等履修生その他の学生以外の者を前2項の学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、前2項の規定による専任教員の数に相当数の専任教員を加えたものとする。

(校舎等の施設)

第10条 通信教育学科を置く短期大学は、当該学科に係る短期大学設置基準第28条第1項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（第3項において「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものと

する。

- 2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第2のとおりとする。
- 3 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合にあつては、短期大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとする。
- 4 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとする。

(通信教育学科の校地)

第11条 通信教育学科のみを置く短期大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。

- 2 通信教育学科に係る校地の面積については、当該学科における教育に支障のないものとする。

(添削等のための組織等)

第12条 短期大学には、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

(その他の基準)

第13条 通信教育を行う短期大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う短期大学の設置又は短期大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、短期大学設置基準（第9条を除く。）の定めるところによる。

附 則 抄

- 1 この省令は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現にされている短期大学の通信教育の開設認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。
- 3 この省令施行の際、現に通信教育を開設している短期大学の組織、編制、施設及び設備で、この省令の施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和59年10月31日文部省令第53号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年6月3日文部省令第29号）

- 1 この省令は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この省令施行の日前に短期大学が行う通信教育の聴講生として授業科目を聴講し当該授業科目について聴講の成果の認定を受けている者で、当該短期大学に入学した場合には、改正前の第8条の規定により当該短期大学における履修とみなしその成果について単位を与えることができることとなるものについては、当該聴講生として授業科目を聴講し、その成果の認定を受けたこと

をもつて短期大学設置基準第 17 条第 1 項の科目等履修生として当該短期大学の通信教育における授業科目を履修し、その単位を修得したものとみなす。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日文部省令第 15 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 24 日文部省令第 44 号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 10 月 31 日文部省令第 53 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日文部科学省令第 47 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省令第 15 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 12 日文部科学省令第 8 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日文部科学省令第 11 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 31 日 文部科学省令第 22 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 25 日 文部科学省令第 40 号）抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 19 年 12 月 26 日）から施行する。

別表第 1 （第 9 条関係）

学科の属する分野の区分	1 学科の入学定員 2,000 人までの場 合の専任教員数	1 学科の入学定員 3,000 人までの場 合の専任教員数	1 学科の入学定員 4,000 人までの場 合の専任教員数
文学関係	8	10	12
教育学・保育学関係	8	10	12
法学関係	10	11	13
経済学関係	10	11	13
社会学・社会福祉学関係	10	11	13
理学関係	10	11	13
工学関係	10	11	13
家政関係	8	10	12
美術関係	8	10	12
音楽関係	8	10	12

備考

- 1 この表に定める入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- 2 この表に定める教員数の 3 割以上は原則として教授とする。
- 3 入学定員がこの表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、1,000 人につき教員 2 人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 4 修業年限 3 年の短期大学（短期大学設置基準第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学を除く。）の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。）にこの表に定める教員数の 3 割に相当する数を加えたものとする。

- 5 学科又は専攻課程を2以上置く場合にあつては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の教員を減ずるものとする。
- 6 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は別に定める。

別表第2 (第10条関係)

同一分野に属する 学科の収容定員 学科の 属する分野の区分	2,000人までの 場合の面積(平 方メートル)	4,000人までの 場合の面積(平 方メートル)	6,000人までの 場合の面積(平 方メートル)	8,000人までの 場合の面積(平 方メートル)
文学関係	2,050	3,450	5,050	6,600
教育学・保育学関係	2,750	4,850	7,050	9,300
法学関係	2,200	3,600	5,100	6,700
経済学関係	2,200	3,600	5,100	6,700
社会学・社会福祉学 関係	2,200	3,600	5,100	6,700
理学関係	3,730	6,660	9,800	12,940
工学関係	3,890	6,950	10,230	13,510
家政関係	2,750	4,850	7,050	9,300
美術関係	3,500	6,250	9,200	12,150
音楽関係	2,350	4,140	6,020	7,940

備考

- 1 この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない。
- 2 同一分野に属する学科の収容定員が8,000人を超える場合には、2,000人を増すごとに、この表に定める8,000人までの場合の面積から6,000人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。
- 3 短期大学設置基準第17条第1項の科目等履修生その他の学生以外の者を同一分野に属する学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、この表に定める面積に相当数の面積を加えたものとする。
- 4 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は別に定める。

資料 2 大学(短期大学)関係教育法令(抜粋資料)

□ 大学（短期大学）関係教育法令（抜粋資料）

1) 教育基本法

（平成18年12月22日）
（法律第120号）

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生か

すことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

(略)

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律の定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(以下略)

2) 学校教育法

(昭和22年3月31日)
(法律第26号)

最終改正 平成23年6月3日 法律第61号

[学校の範囲]

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

[学校の設置者]

第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

[設置基準]

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

[設置廃止等の認可]

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校都道府県知事

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第108条第2項の大学の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第 108 条第 2 項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3 文部科学大臣は、前項の届出があった場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第 2 項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

[学校の管理・経費の負担]

第 4 条の 2 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第 5 条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

[授業料]

第 6 条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

[校長・教員]

第 7 条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

[校長・教員の資格に関する事項について監督庁への委任]

第 8 条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

[校長・教員の欠格事由]

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮

以上の刑に処せられた者

三 教育職員免許法第 10 条第 1 項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者

四 教育職員免許法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

[私立学校の校長届出義務]

第 10 条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高

等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に届け出なければならない。

〔学生・生徒等の懲戒〕

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

〔健康診断等〕

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

〔学校閉鎖命令〕

第13条 第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 三 6箇月以上授業を行わなかったとき

2 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

〔設備・授業等の変更命令〕

第14条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命じることができる。

第15条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によってもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

4 文部科学大臣は、第1項の規定による勧告又は第2項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

〔子女使用者の義務〕

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第17条 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 前2項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第18条 前第1項又は第2項の規定によって、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

第19条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

第20条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によって、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎

的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

一〇 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

〔目的〕

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

〔目標〕

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

〔保育内容〕

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

〔入園資格〕

第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

〔園長・教頭・教諭その他の職員〕

第27条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

- 2 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。
- 4 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- 6 教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。
- 7 主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。
- 8 指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 9 教諭は、幼児の保育をつかさどる。
- 10 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- 11 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第7項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

〔準用規定〕

第28条 第37条第6項、第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、幼稚園に準用する。

〔目的〕

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

〔目標〕

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

〔修業年限〕

第32条 小学校の修業年限は、6年とする。

〔教科〕

第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

〔教科用図書・教材〕

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

3 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

〔児童の出席停止〕

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

〔学齢未満子女の出席停止〕

第36条 学齢に達しない子は、小学校に入学させることができない。

〔校長・教頭・教諭その他の職員〕

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 7 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 8 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 9 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 11 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- 12 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- 13 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 14 事務職員は、事務に従事する。
- 15 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- 16 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- 17 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 18 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
- 19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第9項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

〔小学校設置義務〕

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

〔市町村学校組合〕

第39条 市町村は、相当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

〔教育事務の委託〕

第40条 市町村は、前2条の規定によることを不可能又は不相当と認めるときは、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

2 前項の場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

〔補助〕

第41条 町村が、前2条の規定による負担に堪えないと都道府県の教育委員会が認めるときは、都道府県は、その町村に対して、必要な補助を与えなければならない。

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

〔私立小学校の所管庁〕

第44条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

〔目的〕

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

〔目標〕

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

〔修業年限〕

第47条 中学校の修業年限は、3年とする。

〔教科〕

第48条 中学校の教育課程に関する事項は、第45条及び第46条の規定並びに次条において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

〔準用規定〕

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

〔目的〕

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

〔目標〕

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次の各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

〔学科及び教科〕

第52条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前2条の規定及び第62条において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

〔定時制の課程〕

第53条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。

- 2 高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

〔通信制の課程〕

第54条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

- 2 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。
- 3 市町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第4条第1項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県の設置する高等学校の広域の通信制の課程

について、当該都道府県の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

4 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

〔技能教育のための施設における学習〕

第55条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

2 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

〔修業年限〕

第56条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。

〔入学資格〕

第57条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

〔専攻科・別科〕

第58条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

2 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

3 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

〔入学・退学・転学等〕

第59条 高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

〔校長・教頭その他の職員〕

第60条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

5 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くこ

とができる。

6 技術職員は、技術に従事する。

第61条 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち2以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長を置かれる一の課程については、この限りでない。

〔準用規定〕

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

〔目的〕

第63条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

〔目標〕

第64条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

〔修業年限〕

第65条 中等教育学校の修業年限は、6年とする。

〔前期課程及び後期課程〕

第66条 中等教育学校の課程は、これを前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。

〔課程の目的及び目標〕

第67条 中等教育学校の前期課程における教育については、第63条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 中等教育学校の後期課程における教育は、第63条に規定する目的のうち、心身の発達及び進

路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第 64 条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

[学科及び教科]

第68条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第 63 条、第 64 条及び前条の規定並びに第 70 条第 1 項において読み替えて準用する第 30 条第 2 項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

[校長・教頭・教諭その他の職員]

第69条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、副校長を置くとき教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

4 特別の事情のあるときは、第 1 項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

[準用規定]

第70条 第 30 条第 2 項、第 31 条、第 34 条、第 37 条第 4 項から第 17 項まで及び第 19 項、第 42 条から第 44 条まで、第 59 条並びに第 60 条第 4 項及び第 6 項の規定は中等教育学校に、第 53 条から第 55 条まで、第 58 条及び第 61 条の規定は中等教育学校の後期課程にそれぞれ準用する。この場合において、第 30 条第 2 項中「前項」とあるのは、「第 64 条」と、第 31 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 64 条」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第 53 条又は第 54 条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第 65 条の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、6 年以上とする。この場合において、第 66 条中「後期 3 年の後期課程」とあるのは、「後期 3 年以上の後期課程」とする。

第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

[特別支援学校の目的]

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第73条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対す

る教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第74条 特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

〔盲者等の心身の故障の程度の政令委任〕

第75条 第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

〔小学部・中学部・幼稚部・高等部〕

第76条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

2 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

〔盲学校・聾学校・養護学校の学科・教科〕

第77条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

〔寄宿舍〕

第78条 特別支援学校には、寄宿舍を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

〔寄宿舍指導員〕

第79条 寄宿舍を設ける特別支援学校には、寄宿舍指導員を置かなければならない。

2 寄宿舍指導員は、寄宿舍における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

〔特別支援学校の設置義務〕

第80条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が、第75条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

〔特殊学級〕

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

[準用規定]

第82条 第26条、第27条、第31条（第49条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。）、第32条、第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第36条、第37条（第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、第84条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

[目的]

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第84条 大学は、通信による教育を行うことができる。

[学部]

第85条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

[夜間において授業を行う学部]

第86条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

[修業年限]

第87条 大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

2 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

[相当期間の修業年限への通算]

第88条 大学の学生以外の者として1の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

[修業年限の特例]

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第87条第2項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に3年（同条第1項ただし書の規定により修業年限を4年を超えるものとする学部の学生にあつては、3年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

[入学資格]

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

[専攻科及び別科]

第91条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

2 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

3 大学の別科は、前条第1項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特

別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

〔学長・教授その他の職員〕

第92条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長の職務を助ける。
- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

〔教授会〕

第93条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

- 2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

〔大学設置基準についての諮問〕

第94条 大学について第3条に規定する設置基準を定める場合及び第4条第4項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

〔大学設置の認可についての諮問〕

第95条 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第4条第3項若しくは第15条第2項若しくは第3項の規定による命令又は同条第1項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

〔研究施設の附置〕

第96条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

〔大学院の設置〕

第97条 大学には、大学院を置くことができる。

〔公私立大学の所轄庁〕

第98条 公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

〔大学院の目的〕

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

〔研究科〕

第100条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第101条 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

〔大学院の入学資格〕

第102条 大学院に入学することのできる者は、第83条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

〔学部を置くことなく大学院を置く大学〕

第103条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第85条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

〔学位の授与〕

第104条 大学（第108条第2項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の

学位を授与するものとする。

4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者学士、修士又は博士

5 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第105条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

[名誉教授]

第106条 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

[公開講座]

第107条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

[短期大学]

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

5 第2項の大学には、学科を置く。

6 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

7 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入することができる。

8 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

[大学審議会]

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第110条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとする

るとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第111条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第2項及び第3項の規定に適合しなくなったと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによってもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第112条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第110条第3項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

[準用規定]

第114条 第37条第14項及び第60条第6項の規定は、大学に準用する。

[目的]

第115条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

[学科]

第116条 高等専門学校には、学科を置く。

2 前項の学科に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

[修業年限]

第117条 高等専門学校の修業年限は、5年とする。ただし、商船に関する学科については、5年6月とする。

〔入学資格〕

第118条 高等専門学校に入学することのできる者は、第57条に規定する者とする。

〔専攻科〕

第119条 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

- 2 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

〔校長・教授・その他の職員〕

第120条 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。
- 4 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授する。
- 5 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授する。
- 6 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授する。
- 7 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 8 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

〔準学士〕

第121条 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

〔卒業者の大学への編入学〕

第122条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

〔準用規定〕

第123条 第37条第9項、第59条、第60条第5項、第94条（設置基準に係る部分に限る）、第95条、第98条、第105条から第107条まで、第109条（第3項を除く。）及び第110条から第113条までの規定は、高等専門学校に準用する。

〔専修学校〕

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育

を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 一 修業年限が1年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時40人以上であること。

[高等課程・専門課程・一般課程]

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

[名称]

第126条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

- 2 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

[設置者]

第127条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

- 一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
- 二 設置者（設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 設置者が社会的信望を有すること。

[設置基準]

第128条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

- 一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
- 二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境
- 三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備

四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

〔校長及び教員〕

第129条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

2 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。

3 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

〔設置廃止等の認可〕

第130条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあっては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があったときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があった場合について準用する。

4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもって申請者にその旨を通知しなければならない。

〔名称・位置又は学則変更等の監督庁への届出〕

第131条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあっては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあっては都道府県知事に届け出なければならない。

〔大学への編入学〕

第132条 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第90条第1項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

〔準用規定〕

第133条 第5条、第6条、第9条から第12条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は専修学校に、第105条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第10条中「大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第4

条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第13条第1項の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもって当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

〔各種学校〕

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

- 2 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会または都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条第1項中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 3 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣がこれを定める。

〔類似名称の使用禁止〕

第135条 専修学校、各種学校その他第1条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。

- 2 高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

〔専修学校・各種学校設置の勧告及び教育の停止命令〕

第136条 都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）は、学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に専修学校設置又は各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし、その期間は、1箇月を下ることができない。

2 都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）は、前項に規定する関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行っているとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかった場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行っているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をなす場合においては、あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

〔学校施設の社会教育等への利用〕

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

〔行政手続法の適用除外〕

第138条 第17条第3項の政令で定める事項のうち同条第1項又は第2項の義務の履行に関する処分に該当するもので政令で定めるものについては、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

〔不服申立ての制限〕

第139条 文部科学大臣がした大学又は高等専門学校の設置の認可に関する処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

〔東京都の区の取扱〕

第140条 この法律における市には、東京都の区を含むものとする。

〔学部以外の組織の取扱い〕

第141条 この法律（第85条及び第100条を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び当該法令に特別の定めのあるものを除く。）において、大学の学部には第85条ただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第100条ただし書に規定する組織を含むものとする。

〔法律施行のため必要事項の命令への委任〕

第142条 この法律に規定するもののほか、この法律施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては文部科学大臣が、これを定める。

〔学校閉鎖命令違反等の罪〕

第143条 第13条第1項（同条第2項、第133条第1項及び第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による閉鎖命令又は第136条第2項の規定による命令に違反した者は、これを6月以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第144条 第17条第1項又は第2項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、10万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

〔子女使用者の義務違反の罪〕

第145条 第20条の規定に違反した者は、これを10万円以下の罰金に処する。

〔学校の名称専用違反の罪〕

第146条 第135条の規定に違反した者は、これを10万円以下の罰金に処する。

（以下略）

3) 学校教育法施行令

（昭和28年10月31日）
（政令第340号）

最終改正 平23年5月2日 政令第118号

〔法第4条第1項の政令で定める事項〕

第23条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

- 一 市町村の設置する特別支援学校の位置の変更
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第10号及び第24条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止
- 三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止
- 四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更
- 五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設
- 六 私立の大学の学部・学科の設置
- 七 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第104条第1項に規定する課程をいう。次条第1項第一号において同じ。）の変更
- 八 高等専門学校の学科の設置

九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止

一〇 高等学校の広域の通信制の課程（法第 54 条第 3 項（法第 70 条第 1 項において準用する場合を含む。第 24 条及び第 24 条の 2 において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更

一一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 法第 4 条の 2 に規定する幼稚園に係る法第 4 条第 1 項の政令で定める事項は、分校の設置及び廃止とする。

〔法第 4 条第 2 項第三号の政令で定める事項〕

第23条の 2 法第 4 条第 2 項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の変更であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 高等専門学校の学科の設置であって、当該高等専門学校が設置する学科の分野の変更を伴わないもの

三 大学における通信教育の開設であって、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

四 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（大学にあつては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

2 前項第一号の学位の種類及び分野の変更、同項第二号の学科の分野の変更並びに同項第三号の通信教育に係る学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が定める。

3 前項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、中央教育審議会に諮問しなければならない。

（略）

〔市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等〕

第26条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長及び都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、

それぞれその旨を届け出なければならない。

- 一 名称を変更しようとするとき。
- 二 位置を変更しようとするとき。
- 三 学則(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第27条の2において同じ。)の広域の通信制の課程に係るものを除く。)を変更したとき。

(略)

[通信教育に関する規程の変更についての届出]

第27条 市町村の設置する特別支援学校の高等部又は市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

(略)

[文部省令への委任]

第28条 法及びこの節の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手続その他の細則については、文部科学省令で定める。

[学期及び休業日]

第29条 公立の学校(大学を除く。)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあっては当該公立大学法人の理事長が定める。

[学校廃止後の書類の保存]

第31条 公立又は私立の学校(私立の大学及び高等専門学校を除く。)が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校(大学を除く。)については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する大学又は高等専門学校については当該大学又は高等専門学校を設置していた公立大学法人の設立団体(地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。)の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

(略)

[認証評価の期間]

第40条 法第109条第2項(法第123条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は7年以内、法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

(以下略)

4) 学校教育法施行規則

(昭和22年5月23日)
(文部省令第11号)

最終改正 平成24年3月30日 文部科学省令第14号
(最終改正までの未施行法令)

平成21年3月9日 文部科学省令第3号 (一部未施行)

平成23年7月29日 文部科学省令第28号 (未施行)

[学校の設備・位置]

第1条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

2 学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

[私立学校の届出]

第2条 私立学校の設置者は、その設置する大学又は高等専門学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 目的、名称、位置又は学則（収容定員に係るものを除く。）を変更しようとするとき。

二 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。

三 大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するとき。

四 大学における通信教育に関する規程を変更しようとするとき。

五 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。

六 校地、校舎、その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

[学校設置の認可・届出の手續]

第3条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

一 目的

二 名称

三 位置

四 学則

五 経費の見積り及び維持方法

六 開設の時期

〔学則の記載事項〕

第4条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項

二 部科及び課程の組織に関する事項

三 教育課程及び授業日時数に関する事項

四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

五 収容定員及び職員組織に関する事項

六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

八 賞罰に関する事項

九 寄宿舎に関する事項

2 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

一 通信教育を行なう区域に関する事項

二 通信教育について協力する高等学校に関する事項

3 第1項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

〔目的等の変更についての認可申請・届出〕

第5条 学則の変更は、前条第1項各号、第2項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。

2 学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

3 私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

〔校地校舎等の取得・処分届出〕

第6条 学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分し、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えることについての届出は、届出書に、その事由及び時期を記載した書類並びに当該校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

[分校の設置、認可申請又は届出の手続]

第7条 分校（私立学校の分校を含む。第15条において同じ。）の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

- 一 事由
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則の変更事項
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 開設の時期

第8条 第2条第三号に掲げる事由に係る届出は、届出書に、次の事項を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

- 一 事由
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則の変更事項
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 変更の時期

[二部授業の届出手続]

第9条 二部授業を行うことについての届出は、届出書に、その事由、期間及び実施方法を記載した書類を添えてしなければならない。

[学級編制の認可申請又は届出の手続]

第10条 学級の編制についての認可の申請は、認可申請書に、各学年ごとの各学級別の生徒の数（学年の生徒を1学級に編制する場合にあつては、各学級ごとの各学年別の生徒の数とする。本条中以下同じ。）を記載した書類を添えてしなければならない。

2 学級の編制の変更についての認可の申請は、認可申請書に、変更の事由及び時期並びに変更前及び変更後の各学年ごとの各学級別の生徒の数を記載した書類を添えてしなければならない。

[高等学校の全日制課程、定時制課程等の設置認可の申請又は届出]

第11条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科、特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更についての認可の申請又は

届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第7条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第12条 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育の開設についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第7条各号の事項を記載した書類、通信教育に関する規程及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

2 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育に関する規程の変更についての届出は、届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

3 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに生徒又は学生の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第13条 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置についての認可の申請は、認可申請書に、第7条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

[学校の設置者変更、認可申請又は届出の手續]

第14条 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出に、当該設置者の変更に係る地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第3条第一号から第五号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろうとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

[学校等の廃止についての認可の申請又は届出]

第15条 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止又は高等専門学校等の学科の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

(略)

[細則]

第19条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手續その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

(略)

[指導要録]

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

[出席簿]

第25条 校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。

[懲戒]

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

[私立学校長の届出の手續]

第27条 私立学校が、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等

専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出るに当たっては、その履歴書を添えなければならぬ。

〔学校備付表簿〕

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

2 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

3 学校教育法施行令第31条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

（略）

〔修了又は卒業の認定〕

第57条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

〔卒業証書〕

第58条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

〔学 年〕

第59条 小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

〔授業終始の時刻〕

第60条 授業終始の時刻は、校長が定める。

〔公立小学校の休業日〕

第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第 29 条の規定により教育委員会が定める日

〔私立小学校の学期及び休業日〕

第62条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。
この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

(略)

〔入学者の選抜〕

第90条 高等学校の入学は、第 78 条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは行わないことができる。

(略)

〔編入学の資格〕

第91条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

〔転学・転籍〕

第92条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

(略)

〔休学・退学〕

第94条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

〔入学資格に関し中学校卒業者と同等以上と認められる者〕

第95条 学校教育法第 57 条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者

二 部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三 文部科学大臣の指定した者

四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(略)

[大学等における学習成果の単位認定]

第98条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

(略)

[準用規定]

第104条 (略)

3 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第1項において準用する第59条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第91条に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

[設置基準]

第105条 中等教育学校の設置基準は、この章に定めるもののほか、別に定める。

[設備、編制及び学科]

第106条 中等教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置基準の規定を準用する。

2 中等教育学校の後期課程の設備、編成、学科の種類その他設置に関する事項については、高等学校設置基準の規定を準用する。

[授業時数]

第107条 次条第1項において準用する第72条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数、並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第4に定める授業時数を標準とする。

[前期課程の教育課程]

第108条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第50条第2項、第55条から第56条まで及び第72条の規定並びに第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第55条から第56条までの規定中「第50条第1項、第51条又は第52条」とあるのは、「第107条又は第108条第1項において準用する第72条若しくは第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第55条

の 2 中「第 30 条第 1 項」とあるのは「第 67 条第 1 項」と読み替えるものとする。

- 2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第 83 条及び第 85 条から第 86 条までの規定並びに第 84 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第 85 条中「前 2 条」とあり、並びに第 85 条の 2 及び第 86 条中「第 83 条又は第 84 条」とあるのは、「第 108 条第 2 項において準用する第 83 条又は第 84 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と第 85 条の 2 中「第 51 条」とあるのは「第 67 条第 2 項」と読み替えるものとする。

〔教育課程の基準の特例〕

- 第 109 条** 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

〔入 学〕

- 第 110 条** 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

- 2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

〔後期課程の通信制の課程〕

- 第 111 条** 中等教育学校の後期課程の通信制の課程の設備、編制その他に関し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程の規定を準用する。

〔学年による教育課程の区分を設けない場合〕

- 第 112 条** 次条第 3 項において準用する第 103 条第 1 項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程の規定を準用する。

〔準用規定〕

- 第 113 条** 第 43 条から第 49 条まで（第 46 条を除く。）、第 54 条、第 57 条、第 58 条、第 59 条から第 71 条まで（第 69 条を除く。）、第 82 条、第 91 条及び第 94 条の規定は、中等教育学校に準用する。

- 2 第 78 条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。

- 3 第 81 条、第 89 条、第 92 条、第 93 条、第 96 条から第 100 条まで、第 101 条第 2 項、第 102 条、第 103 条第 1 項及び第 104 条第 2 項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第 96 条中「第 85 条、第 85 条の 2 又は第 86 条」とあるのは、「第 108 条第 2 項において読替えて準用する第 85 条、第 85 条の 2 又は第 86 条」と、「第 83 条又は第 84 条」とあるのは「第 108 条第 2 項において準用する第 83 条又は第 84 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

〔教育課程の基準の特例〕

- 第 114 条** 併設型中学校の教育課程については、第 5 章に定めるもののほか、教育課程の基準の特

例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

- 2 併設型高等学校の教育課程については、第6章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

〔教育課程の編成〕

第115条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

〔入学者選抜の不実施〕

第116条 第90条第1項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

〔準用規定〕

第117条 第107条及び第110条の規定は、併設型中学校に準用する。

(略)

〔大学の設置基準〕

第142条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の定めるところによる。

- 2 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）の定めるところによる。

〔教授会〕

第143条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

- 2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(略)

〔入学等の決定〕

第144条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。

〔学 位〕

第145条 学位に関する事項は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところによる。

〔修業年限の通算〕

第146条 学校教育法第88条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設

置基準第 31 条第 1 項又は短期大学設置基準第 17 条第 1 項に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第 90 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第 30 条第 1 項又は短期大学設置基準第 16 条第 1 項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

〔修業年限の特例による卒業認定の要件〕

第 147 条 学校教育法第 89 条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

- 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第 89 条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 二 大学が、大学設置基準第 27 条の 2 に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- 三 学校教育法第 87 条第 1 項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- 四 学生が、学校教育法第 89 条に規定する卒業を希望していること。

〔修業年限が四年を超える学部の在学期間〕

第 148 条 学校教育法第 87 条第 1 項ただし書の規定により修業年限を 4 年を超えるものとする学部_{に在学する学生}にあつては、同法第 89 条の規定により在学すべき期間は、4 年とする。

〔在学期間の通算〕

第 149 条 学校教育法第 89 条の規定により、一の大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）に 3 年以上在学したものに準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者であつて、在学期間が通算して 3 年以上となったものと定める。

- 一 第 147 条第一号及び第二号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者
- 二 第 147 条第一号及び第二号の要件を満たす大学を退学した者であつて、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの
- 三 第 147 条第一号及び第二号の要件を満たす大学を卒業した者であつて、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

〔大学入学に関し、高等学校卒業者と同等者〕

第 150 条 学校教育法第 90 条第 1 項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

第 151 条 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第 152 条 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第 153 条 学校教育法第 90 条第 2 項に規定する文部科学大臣の定める年数は、2 年とする。

第 154 条 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。

- 一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に 2 年以上在学した者
- 二 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
- 三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在学教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に 2 年以上在学した者
- 四 第 150 条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
- 五 文部科学大臣が指定した者
- 六 文部科学大臣が指定した者

科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

[専攻科・大学院入学資格に関し大学卒業者と同等以上と認められる者]

第155条 学校教育法第90条第2項又は第102条第1項本文の規定により、大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第7号及び第8号については、大学院への入学に係るものに限る。

- 一 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 二 外国において、学校教育における16年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年)の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年)の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、24歳)に達したもの

2 学校教育法第91条第2項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業し

た者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者（修業年限を 2 年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）
- 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を 3 年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を 3 年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）
- 三 外国において、学校教育における 14 年（修業年限を 3 年とする短期大学の専攻科への入学については、15 年）の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年（修業年限を 3 年とする短期大学の専攻科への入学については、15 年）の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年（修業年限を 3 年とする短期大学の専攻科への入学については、15 年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

[大学院への入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者]

第 156 条 学校教育法第 102 条第 1 項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第 104 条第 1 項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者
- 二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第 162 条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 五 文部科学大臣の指定した者

六 文大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同
等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第157条 学校教育法第102条第2項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

第158条 学校教育法第102条第2項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第109条第1項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第159条 学校教育法第102条第2項に規定する文部科学大臣の定める年数は、3年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に4年）とする。

第160条 学校教育法第102条第2項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当するものと定める。

一 外国において学校教育における15年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、16年）の課程を修了した者

二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、16年）の課程を修了した者

三 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、16年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

[短期大学を卒業した者の編入学]

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

2 前項の規定は、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する

ものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）について準用する。

第162条 我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（大学及び短期大学にあつては学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に、大学院にあつては同法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。）は、転学しようとする大学、大学院又は短期大学の定めるところにより、それぞれ当該大学、大学院又は短期大学に転学することができる。

第163条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

〔履修証明が交付される特別の課程〕

第164条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第 105 条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、120 時間以上とする。

3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格に有する者は、学校教育法第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6 大学は、学校教育法 105 条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

〔認証評価その他〕

第165条 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。

第166条 大学は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第167条 学校教育法第109条第3項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。
- 二 専門職大学院を置く大学が、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価の結果のうち、当該専門職大学院に関するものについて、当該大学の職員以外の者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

第168条 学校教育法第109条第2項の認証評価に係る同法第110条第1項の申請は、大学又は短期大学の学校の種類に応じ、それぞれ行うものとする。

2 学校教育法第109条第3項の認証評価に係る同法第110条第1項の申請は、専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第169条 学校教育法第110条第1項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 役員（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合においては、当該代表者又は管理人）の氏名
- 三 評価の対象
- 四 大学評価基準及び評価方法
- 五 評価の実施体制
- 六 評価の結果の公表の方法
- 七 評価の周期
- 八 評価に係る手数料の額
- 九 その他評価の実施に関し参考となる事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その設立時における財産目録）
- 三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事

業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画)を記載した書面

四 認証評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面

第170条 学校教育法第110条第3項に規定する細目は、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)の定めるところによる。

第171条 学校教育法第110条第4項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第172条 学校教育法第110条第5項に規定する文部科学大臣の定める事項は、第169条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げる事項とする。

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

[準用規定]

第173条 第58条の規定は、大学に準用する。

[設置基準]

第174条 高等専門学校設備、編制、学科、教育課程、教員の資格に関する事項その他高等専門学校の設置に関する事項については、高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の定めるところによる。

[教務主事・学生主事・寮務主事]

第175条 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。

- 2 高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。

- 3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事を置く高等専門学校にあっては、寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- 5 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舍における学生の厚生補導に関することを掌理する。

[留 学]

第176条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

- 2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第20条第3項により準用する同条第1項の規定により単位の修得を認定した場合においては、当該学生について、第179条において準用する第59条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

[専攻科への入学に関し高等専門学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者]

第177条 学校教育法第109条第2項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 短期大学を卒業した者
- 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

[高等専門学校を卒業した者の編入学]

第178条 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

(以下略)

5) 私立学校法

(昭和 24 年 12 月 15 日)
(法律第 270 号)

最終改正 平成 23 年 6 月 24 日 法律第 74 号

(最終改正までの未施行法令)

平成 23 年 5 月 25 日 法律第 53 号 (未施行)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第 124 条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第 3 条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(所轄庁)

第 4 条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校

三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第 64 条第 4 項の法人

五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

(学校教育法の特例)

第 5 条 私立学校には、学校教育法第 14 条の規定は、適用しない。

(略)

(私立学校審議会等への諮問)

第 8 条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第 4 条第 1 項又は第 13 条に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の

意見を聴かなければならない。

- 2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条に規定する事項（同法第95条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第95条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

（以下略）

6) 大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を定める件

（平成10年8月14日）
（文部省告示第125号）

最終改正 平成24年3月30日 文部科学省告示 第70号

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条第1項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。

全課程の修了の要件が、次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分	専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第4条に規定する 昼間学科又は夜間等学科		専修学校設置基準 第5条第1項に規定する通信制の学科
	学校教育法施行規則第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	単位制による学科であるもの	
要件	全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上であること。	全課程の修了に必要な総単位数が62単位以上であること。	

附 則 （平成24・3・30 文科告70）

この告示は、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成24年4月1日）から施行する。

資料 3 個人情報保護に関する法律

文部科学省所管事業分野における
個人情報保護に関するガイドライン

□ 個人情報保護に関する法律

(平成15年5月30日)
法律第57号)

最終改正 平成21年6月5日 法律第49号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条－第6条）
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等
 - 第1節 個人情報の保護に関する基本方針（第7条）
 - 第2節 国の施策（第8条－第10条）
 - 第3節 地方公共団体の施策（第11条－第13条）
 - 第4節 国及び地方公共団体の協力（第14条）
- 第4章 個人情報取扱事業者の義務等
 - 第1節 個人情報取扱事業者の義務（第15条－第36条）
 - 第2節 民間団体による個人情報の保護の推進（第37条－第49条）
- 第5章 雑則（第50条－第55条）
- 第6章 罰則（第56条－第59条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、

次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
 - 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者
- 4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- 6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（基本理念）

第 3 条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第 2 章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第 4 条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針

第7条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 個人情報取扱事業者及び第40条第1項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第2節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第8条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第9条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第10条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第13条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4節 国及び地方公共団体の協力

第14条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(適正な取得)

第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第19条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確

かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第21条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければなら

ない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第24条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第18条第4項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第30条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第18条第4項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第25条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当

該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。) を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第26条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第27条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項の

規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第28条 個人情報取扱事業者は、第24条第3項、第25条第2項、第26条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第29条 個人情報取扱事業者は、第24条第2項、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第30条 個人情報取扱事業者は、第24条第2項の規定による利用目的の通知又は第25条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的で

あると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第31条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告の徴収)

第32条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第33条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第34条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第35条 主務大臣は、前3条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第50条第1項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(主務大臣)

第36条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

- 一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等
 - 二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等
- 2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第37条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行うおうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号口において同じ。）は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第42条の規定による苦情の処理
 - 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
 - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。
- 3 主務大臣は、第1項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第48条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ 第48条第1項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前30日以内にその役員であった者でその取消しの日から2年を経過しない者

(認定の基準)

第39条 主務大臣は、第37条第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第37条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること

二 第37条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること

三 第37条第1項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること

(廃止の届出)

第40条 第37条第1項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第41条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第42条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第43条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第44条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第45条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第46条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第47条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第48条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第38条第一号又は第三号に該当するに至ったとき
- 二 第39条各号のいずれかに適合しなくなったとき
- 三 第44条の規定に違反したとき
- 四 前条の命令に従わないとき
- 五 不正の手段により第37条第1項の認定を受けたとき

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)

第49条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第37条第1項の認定を受けようとする

者のうち特定のものについて、特定の大員等を主務大臣に指定することができる。

- 一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体（第37条第1項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。）については、その設立の許可又は認可をした大臣等
 - 二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等
- 2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第5章 雑 則

（適用除外）

第50条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第1項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（地方公共団体が処理する事務）

第51条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限又は事務の委任）

第52条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（施行の状況の公表）

第53条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法

律第 89 号) 第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法 (昭和 23 年法律第 120 号) 第 3 条第 2 項に規定する機関をいう。次条において同じ。) の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(連絡及び協力)

第54条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第55条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰 則

第56条 第 34 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第57条 第 32 条又は第 46 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

第58条 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。) の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

一 第 40 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第 45 条の規定に違反した者

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 4 章から第 6 章まで及び附則第 2 条から第 6 条までの規定は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本人の同意に関する経過措置)

第 2 条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第 15 条第 1 項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第 16 条第 1 項又は第 2 項の同意が

あったものとみなす。

第3条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第23条第1項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第4条 第23条第2項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第5条 第23条第4項第3号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第45条の規定は、同条の規定の施行後6月間は、適用しない。

附 則（平成15年5月30日法律第61号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成15年7月16日法律第119号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第6条の規定個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(その他の経過措置の政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成21年6月5日法律第49号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第9条の規定この法律の公布の日
（罰則の適用に関する経過措置）

第8条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

(平成24年3月29日文部科学省告示第62号)

平成24年3月

文部科学省

文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第1 趣旨（法第1条関係）	1
(1) このガイドラインの趣旨・目的	1
(2) このガイドラインの規定の適用に関する事項	1
第2 用語の定義（法第2条関係）	2
第3 このガイドラインの適用対象	7
(1) 適用対象となる者	7
(2) 適用対象となる情報	7
第4 個人情報の利用目的に関する義務	8
(1) 利用目的の特定（法第15条第1項関係）	8
(2) 利用目的の変更（法第15条第2項・法第18条第3項関係）	9
(3) 利用目的による制限（法第16条第1項関係）	9
(4) 利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第2項関係）	9
(5) 利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係）	10
第5 個人情報の取得に関する義務	12
(1) 適正な取得（法第17条関係）	12
(2) 取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第1項関係）	12
(3) 書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第2項関係）	12
(4) 利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第4項関係）	13
第6 個人データの管理に関する義務	14
(1) データ内容の正確性の確保（法第19条関係）	14
(2) 安全管理措置（法第20条関係）	14
(3) 従業者の監督（法第21条関係）	14
(4) 委託先の監督（法第22条関係）	15

第7 個人データの第三者提供に関する義務	17
(1) 第三者提供の制限に関する原則（法第23条第1項関係）	17
(2) 第三者提供の制限に関する例外（法第23条第1項関係）	18
(3) いわゆる「オプトアウト」（法第23条第2項・第3項関係）	19
(4) 「第三者」に該当しないもの（法第23条第4項・第5項関係）	20
第8 保有個人データの開示等に関する義務	21
(1) 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）	21
(2) 保有個人データの開示（法第25条関係）	21
(3) 保有個人データの訂正等（法第26条関係）	23
(4) 保有個人データの利用停止等（法第27条関係）	23
(5) 理由の説明（法第28条関係）	24
(6) 開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）	24
(7) 手数料（法第30条関係）	25
第9 苦情処理に関する義務（法第31条関係）	26
第10 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応	27
第11 勧告、命令等についての考え方	28
第12 ガイドラインの見直しについて	28

第1 趣旨（法第1条関係）

(1) このガイドラインの趣旨・目的

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第8条に基づき、また、法第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、文部科学省が所管する分野及び法第36条第1項ただし書により文部科学大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「文部科学省所管事業分野」という。）における事業者等（以下「関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保について行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第1条）、その目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

(2) このガイドラインの規定の適用に関する事項

このガイドラインで「～ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定は、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務である。そのため、個人情報取扱事業者である関係事業者が従わない場合には、文部科学大臣又は法第51条における地方公共団体の長その他の執行機関（以下「文部科学大臣等」という。）により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインで「望ましい」と記載している規定は、関係事業者がそれに従わない場合には、法違反と判断されることはないが、法の基本理念（法第3条）を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれる（「第3 このガイドラインの適用対象」の規定も参照）。

なお、このガイドラインに記載した具体例は、これだけに限定する趣旨で記載されたものではない。また、記載した具体例も、個別ケースによっては別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

また、関係事業者が取り扱う個人情報は、このガイドラインのほか、法第51条の規定に基づき地方公共団体が講ずる措置等にも留意するものとする。

第2 用語の定義（法第2条関係）

このガイドラインで使用される用語は、法第2条の例によるほか、次の定義に従うものとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られない。個人の身体、財産、職種、肩書、学歴・学習歴（学校の在籍記録、学籍番号、科目履修表、学業成績、人物評価など）等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報、映像や音声による情報（写真やビデオ等に記録したものなど）も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合は、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」に該当しない。しかし、役員の氏名等の個人に関する情報が含まれる場合は、その部分が「個人情報」に該当する。

「個人」には、外国人も当然に含まれる。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報について、コンピュータ等を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物のことをいう。コンピュータを用いていない場合でも紙面で処理した個人情報を一定の規則（例：五十音順）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう目次、索引、符号等を付し、容易に検索可能な状態にしているものは、これに当たる。

(3) 個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

（個人データに当たる例）

- ・ 個人情報データベース等から記録媒体にダウンロードされた個人情報
- ・ 個人情報データベース等から紙面に出力された帳票に印字された個人情報

（個人データに当たらない例）

- ・ 特定の個人情報を容易に検索することができるものとなっていない写真等（多数の人物が写った情景写真や人物の集合写真をそのまま使う場合など）

(4) 個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者から、次に掲げる者を除いたものをいう（注1）。

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人等
- ④ 地方独立行政法人
- ⑤ その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者（注2）

(注1)

- ・ ここでいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいう。営利事業のみを対象とするものに限らない。

(注2)

- ・ ⑤には、法人のほか、法人格を有しない団体（任意団体）や一般個人も含まれる。
- ・ ⑤には、個人情報データベース等を構成する個人情報により識別される特定の個人の数の合計（同一個人の重複分は除く。）が、過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者が該当する（個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第2条）。5,000を超えるか否かは、関係事業者が管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断するものとする。例えば、複数の事業所を有する関係事業者（例：複数校を設置する学校設置者など）の場合は、個々の事業所ごとの数ではなく、すべての事業所を通じた合計数が5,000を超える場合に、個人情報取扱事業者に該当し得ることとなる。
- ・ 「個人情報データベース等」が、以下(i)～(iii)のすべてに該当する場合は、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、5,000の数に数えない。
 - (i) 個人情報データベース等の全部又は一部が、他人の作成によるものであること。
 - (ii) 氏名、住所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例：電話帳やカーナビゲーション）であること、又は、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例：自治体職員録）であること。
 - (iii) 関係事業者が、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

(5) 本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいう。

ただし、その存否が明らかになることで、公益その他の利益が害されるものとして以下①～④に掲げるもののほか、6か月以内に消去（更新することは除く。）することとなるものは、「保有個人データ」には含めない。

① 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(例)

- ・ 児童虐待や配偶者暴力等に係る被害者等の情報

② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(例)

- ・ 不審者情報や業務妨害行為を行う悪質者情報
- ・ 暴力団等の反社会的勢力情報

③ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

④ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(例)

- ・ 警察などから受けた捜査関係事項照会の対象情報

(7) 公表

第4(2)②、第5(2)及び(4)の規定にいう「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。

ただし、公表は、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によってなされる必要がある。

(公表方法の例)

- ・ ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所に掲載
- ・ 事業所の窓口等への書面の掲載・備付け
- ・ パンフレット等への記載・配布

(8) 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）

第8(1)①及び(7)の規定にいう「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいう。

この場合に、常に正確な内容が、本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事業所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要としないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識され得る合理的かつ適切な方法による必要がある。

(9) 本人が容易に知り得る状態

第7(3)～(4)の規定にいう「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいう。

この際、事業の性質と個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に容易に認識され得る合理的かつ適切な方法による必要があり、1回限りの「公表」だけでは足りない。

(10) 本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいう。本人に内容が認識されるように事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

(通知方法の例)

- ・ 口頭（面談、電話等）
- ・ 書面（手交、郵送、電子メール、ファクシミリ等）
- ・ 使者

(11) 個人データ又は保有個人データの提供

第7(1)～(4)にいう個人データの第三者への「提供」と、第8(4)②及び③にいう保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

(12) 本人の同意

第4(2)～(5)の規定と第7(1)～(4)の規定にいう「本人の同意」とは、個人情報取扱事業者の示す方法により個人情報が取り扱われることについて、本人による承諾する旨の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提）。

「本人の同意を得る」とは、本人の承諾の意思表示を、個人情報取扱事業者が認識することをいう。この場合、事業の性質と個人情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要がある。

個人情報の取扱いに関して同意したことにより生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有しない場合は、親権者や法定代理人等の同意を得る必要がある。

第3 このガイドラインの適用対象

(1) 適用対象となる者

このガイドラインは、文部科学省所管事業分野（その取り扱う個人情報の性質及び利用方法又は事業実態の特殊性等を踏まえ、他の指針等により別途規定される分野を除く。）における個人情報取扱事業者を対象とする。

なお、個人情報取扱事業者のうち法第50条第1項各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的である場合（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合など）には、個人情報取扱事業者としての義務が課されないものとされている。これらの場合には、このガイドラインの規定のうち個人情報取扱事業者の義務に係るものについて、法的義務としての遵守を求めるものではない。

また、個人情報取扱事業者に該当しない関係事業者も、法の基本理念（法第3条）を踏まえ、このガイドラインを遵守することが望ましい。

(2) 適用対象となる情報

このガイドラインは、文部科学省所管事業分野における個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報を対象とする。

ただし、当該事業者の職員等従業者の個人情報の取扱いについては、雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドラインによるほか、大学病院が、患者に対し医療を提供する事業者として保有する患者等の個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日通達）による。

また、個人情報取扱事業者に該当しない関係事業者における個人情報も、このガイドラインに添って取り扱うことが望ましい。

第4 個人情報の利用目的に関する義務

(1) 利用目的の特定（法第15条第1項関係）

- ① 関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、関係事業者において個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。例えば、単に「事業活動のため」、「お客様サービスの向上のため」といった抽象的な内容では、「できる限り具体的に特定」したことになる。

（「利用目的の具体的な特定」に当たる例）

- ・ 学生による授業評価アンケート等の実施に当たり、そのアンケート用紙に「このアンケートは、来年度における〇〇の授業の教育方法を検討する際の参考とするために行います。」のよう趣旨目的を記載する。
- ・ 卒業生の氏名及び就職先の情報を収集する際、「卒業生の就職状況を統計としてまとめ、パンフレット等に掲載します。」のようにその利用目的を示す。また、「これらの情報は〇〇（同窓会の組織名）に提供します。」のように当該情報の提供先を明らかにする。
- ・ 法人が新規事業の立ち上げに当たり、国民の意識調査を行う際、その調査票に「この調査の結果は、当法人において、平成〇〇年度の〇〇教育を中心とした生涯学習活動支援事業を企画・立案する上での参考データとして活用します。」のように趣旨目的を記載する。

（「利用目的の具体的な特定」に当たらない例）

- ・ 学生による授業評価アンケート等の実施に当たり、「このアンケートは、本学の教育の改革に役立てるために実施します。」のように、用途を抽象的に示す。
- ・ 卒業生の氏名及び就職先の情報を、学校外の第三者（同窓会等）に渡す予定であるが、「卒業生の就職状況を統計としてまとめ、パンフレット等に掲載するため」などとし、情報の提供先を明示しない。
- ・ 法人が、新規事業の立ち上げに当たり、国民の意識調査を行う際、その調査票に「この調査の結果は、当法人において生涯学習活動支援事業を企画・立案するために活用します。」のように趣旨目的を抽象的に示す。

- ② 関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、個人情報の保護に関する自らの考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を定めている場合には、その中に、顧客、生徒、調査対象者など個人情報を取り扱われる者（以下「顧客等」という。）の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮しつつ、「事業者がその事業内容を勘案して顧客等の種類ごとに利用目的を限定して示したり、

事業者が顧客等本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、個人情報を利用される側に対し利用目的をより明確に示すようにする」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

(2) 利用目的の変更（法第15条第2項・法第18条第3項関係）

- ① 関係事業者は、(1)により特定した利用目的を変更する場合は、変更後の利用目的が、変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えてはならない。

（許容され得る例）

- ・ 「商品カタログを郵送」 → 「商品カタログをメール送付」

（許容されない例）

- ・ 「アンケート集計に利用」 → 「商品カタログ郵送に利用」

- ② 変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- ③ 本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、(3)の規定により、本人の同意を得なければならない。

（「本人が想定できる範囲を超えた利用目的の変更」に当たる例）

- ・ 「入学手続きのため」という利用目的で取得した個人情報（氏名）を用いて、さらに、氏名からクラス名簿を作成し、クラスに配布する。
- ・ 「〇〇の資格試験に関する講座の受講者を登録するため」という利用目的で取得した個人情報（氏名、住所）を用いて、当該個人に対し、他の講座等に関する情報を送付する。

(3) 利用目的による制限（法第16条第1項関係）

関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、(1)により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うようにすることが望ましい。

この場合に、本人の同意を得るために必要な範囲で行う個人情報の利用は、当初特定した利用目的に含まれていたか否かにかかわらず、行うことができる。

(4) 利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第2項関係）

関係事業者は、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意

を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

(5) 利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係）

次に掲げる場合には、(3)又は(4)の規定により本人の同意を得ることが求められる場合でも、本人の同意は不要である。

① 法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合（注）

（例）

- ・ 令状に基づく警察や検察などの捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）、捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（同法第197条等）
- ・ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の7、所得税法第234条等）
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第279条、第507条）、裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事審判法第8条に基づく家事審判規則第8条）
- ・ 弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の2第2項）
- ・ 国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）
- ・ 所轄庁の求めに応じて行う生徒等の個人情報を含む資料の提出（私立学校法第6条）
- ・ 転学する生徒等の指導要録の写しの転学先の校長への送付（学校教育法施行規則第24条第3項）

（注）

- ・ 当該法令に、情報提供を求める側（目的外利用の便益を得る相手方）について、その情報を求めることができる旨の根拠があるものの、その求めを受ける側に、それに応じる義務（目的外利用をする義務）が課されていない場合は、関係事業者は、その法令の趣旨に照らして、目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

② 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）

- ・ 急病人の血液型や家族の連絡先を医療機関等（医師や看護師）に伝える場合
- ・ 大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
- ・ 暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共

有する場合

- ③ 公衆衛生の向上又は子ども・若者の健やかな育成等の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合に、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・ 感染症の予防のための調査に応じるとき
- ・ 児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき
- ・ 非行のおそれのある生徒等の情報を、生徒等本人及びその家族等の権利利益を不当に侵害しないことを前提に、非行防止に関係する機関との間で情報交換等を行うことが特に必要な場合

- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して関係事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合（注）

(例)

- ・ 任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合
- ・ 一般統計調査に回答する場合

(注)

- ・ 国等からの任意の求めに協力する必要がある場合は、その求めの趣旨に照らしながら、目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第5 個人情報の取得に関する義務

(1) 適正な取得（法第17条関係）

関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(不正の手段による取得の例)

- ・ 本人をだましてその個人情報を取得すること
- ・ 第三者提供の制限（第7の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること

(2) 取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第1項関係）

関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(利用目的の通知又は公表が必要となる場合の例)

- ・ 電話帳や職員録等から個人情報を取得した場合
- ・ 個人情報の第三者提供を受けて、個人情報を取得した場合
- ・ 個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得した場合

(3) 書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第2項関係）

関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

ただし、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、その利用目的を本人に明示する必要はないが、その場合には、上記(2)に基づいて、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に、その利用目的を明確に示すことをいう。これは事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識され得る合理的かつ適切な方法による必要がある。

(利用目的の明示の方法の例)

- ・ 往復はがきの往はがきに、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさと利用目的を記載する。
- ・ 面談中に、本人に、定款等のうち利用目的の記載部分を指摘する。
- ・ ユーザー入力画面において、送信ボタンをクリックする前に利用目的を本人の目にとまる形で配置・記載する。

(4) 利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第4項関係）

次に掲げる場合については、(2)、(3)及び第4(2)②の規定は適用しない。

- ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(例)

- ・ 暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれのある場合

- ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(例)

- ・ 新規開発部門が収集した情報の種類が明らかになることにより、企業の健全な競争を害する場合
- ・ 暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

- ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(例)

- ・ 犯罪捜査への協力のため、被疑者等に関する情報を取得した場合

- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(例)

- ・ 今後連絡を取り合うために名刺交換をした場合
- ・ 着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で当方から相手方に電話を掛け直す場合

第6 個人データの管理に関する義務

(1) データ内容の正確性の確保（法第19条関係）

関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(2) 安全管理措置（法第20条関係）

- ① 関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、関係事業者は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられるので、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

- ② 関係事業者は、安全管理措置として個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- (ア) 個人データを取り扱う従業者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。
- (イ) 個人データは、その取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。
- (ウ) 個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、当該事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから個人データ管理責任者を選任すること。
- (エ) 個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

(3) 従業者の監督（法第21条関係）

- ① 関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育研修等の内容・頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。

- ② 関係事業者は、従業者の監督として個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(ア) 個人データを取り扱う従業者が、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせたり、不当な目的に使用したりすることがないようにすること。当該従業者がその業務に係る職を退いた後も同様とすること。

(イ) 個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

(4) 委託先の監督（法第22条関係）

- ① 関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

- ② 関係事業者は、委託先の選定に当たっては、個人データの安全管理について十分な措置を講じている者を選定するための基準を設けることが望ましい。

また、委託契約においては、委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき措置の内容を明確化するものとし、具体的には、以下の(ア)～(ク)の内容に留意して、必要な規定を盛り込むことが望ましい。

(ア) 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報情報を漏らし、又は盗用してはならないこととすること。

(イ) 当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告することとすること。

(ウ) 委託契約期間等を明記すること。

- (エ) 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除が適切になされることとすること。
- (オ) 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等を禁止し、又は制限すること。
- (カ) 委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。
- (キ) 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと。
- (ク) 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任を明確化すること。

③ 関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、個人情報保護に関する自らの考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を定めている場合は、その中に、顧客等の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第7 個人データの第三者提供に関する義務

(1) 第三者提供の制限に関する原則（法第23条第1項関係）

- ① 関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供してはならない。

本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人から口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する旨の意思表示を受けることが望ましい。

なお、個人情報を集めて編さんした資料（例：名簿や連絡網など）を第三者へ配布するときにおける安全管理への配慮としては、印刷は必要部数に限り、利用目的又は保有期間の終了とともに返却、あるいは各自で確実に破棄するなどの対応が考えられる。

（第三者への個人データの提供に当たる例）

- ・ 保護者等に緊急連絡網等の連絡名簿を配付する。
- ・ 卒業生に卒業生名簿や卒業アルバム等を配付する。
- ・ 同窓会に生徒等の進学先や就職先の情報を提供する。
- ・ 奨学団体に当該団体が支援する奨学生の成績を提供する。
- ・ 団体の会員等の名簿、住所録等を会員へ配付する。
- ・ 学術研究に協力するために、個人情報が含まれる資料を研究者に提供する。

（名簿や連絡網などを提供する場合に、本人の同意を得る方法の例）

- ・ 職員、会員、生徒、保護者等への案内等で、取得した個人情報を緊急連絡網として相互に共有し、又は外部の機関に提供することを本人（生徒等の個人情報にあってはその保護者）に明示し、同意の上で、所定の用紙に必要な個人情報を記入し、提出させる。
- ・ 職員、会員、生徒、保護者等を集めた会合での配付資料や連絡プリント等で、これらの者の個人情報を緊急連絡網として相互に共有し、又は外部の機関に提供することを本人（生徒等の個人情報にあってはその保護者）に明示し、同意の書面を提出させる。

- ② 関係事業者は、個人データを第三者に提供する（法第23条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）場合は、提供先に対し、次に掲げる事項に留意した措置をとらせることが望ましい。

- (ア) 提供先において、当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報をその従業者に漏らし、又は盗用してはならないこと。
- (イ) 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって関係事業者の了承を得ること（当該再提供が、法第23条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）。

- (ウ) 提供先における保管期間等を明確化すること。
- (エ) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先での破棄・削除が適切になされること。
- (オ) 提供先において、当該個人データの複写及び複製をしてはならないこと（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）。

(2) 第三者提供の制限に関する例外（法第23条第1項関係）

以下の①～④のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

① 法令に基づく場合（注）

(例)

- ・ 令状に基づく警察や検察等の捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）、捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（同法第197条等）
- ・ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の7、所得税法第234条等）
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第279条、第507条）、裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事審判法第8条に基づく家事審判規則第8条）
- ・ 弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の2第2項）
- ・ 国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や調査実施者からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）
- ・ 所轄庁の求めに応じて行う生徒等の個人情報を含む資料の提出（私立学校法第6条）
- ・ 転学する生徒等の指導要録の写しの転学先の校長への送付（学校教育法施行規則第24条第3項）

(注)

- ・ 当該法令に、情報提供を求める側（第三者提供の便益を得る相手方）について、その情報を求めることができる旨の根拠があるものの、その求めを受ける側に、それに応じる義務（第三者提供をする義務）が課されていない場合は、関係事業者は、その法令の趣旨に照らして、第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

② 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・ 急病人の血液型や家族の連絡先を医療機関（医師や看護師）に伝える場合
- ・ 大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
- ・ 暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合

- ③ 公衆衛生の向上又は子ども・若者の健やかな育成等の推進のために、特に個人データを第三者に提供する必要がある場合に、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・ 感染症の予防のための調査に応じるとき
- ・ 児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき
- ・ 非行のおそれのある生徒等の情報を、生徒等本人及びその家族等の権利利益を不当に侵害しないことを前提に、非行防止に関係する機関との間で情報交換等を行うことが特に必要な場合

- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合（注）

(例)

- ・ 任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合
- ・ 一般統計調査に回答する場合

(注)

- ・ 国等からの任意の求めに協力する必要がある場合には、当該求めの趣旨に照らしつつ、第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

(3) いわゆる「オプトアウト」（法第23条第2項・第3項関係）

関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合に、以下の①～④に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしているときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、その個人データを第三者に提供することができる。

この場合、以下の②又は③の規定に掲げる事項を変更するときは、変更する内容を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしなければならない。

- ① 第三者への提供を利用目的とすること
- ② 第三者に提供される個人データの項目

(例)

- ・ 氏名、住所、電話番号
- ・ 氏名、商品購入履歴

- ③ 第三者への提供の手段又は方法

(例)

- ・ 書籍として出版
- ・ インターネットに掲載

- ④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

(いわゆる「オプトアウト」の例)

- ・ 住宅地図業者（表札を調べて住宅地図を作成・販売等）やデータベース事業者（名簿の作成・販売等）が、あらかじめ①～④の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載（第2（9）の規定参照）し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する。

(4) 「第三者」に該当しないもの（法第23条第4項・第5項関係）

次に掲げる場合には、個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しない。関係事業者は、(1)～(3)の規定にかかわらず、個人データを提供することができる。

この場合に、以下の③(イ)～(ウ)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

また、以下の③(エ)～(オ)に掲げる事項を変更する場合は、変更しようとするときに、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしなければならない。

- ① 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- ② 合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って、個人データが提供される場合
- ③ 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合に、次の(ア)～(オ)の事項について、当該共同利用をする前に、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしているとき
 - (ア) 共同利用をする旨
 - (イ) 共同して利用される個人データの項目
 - (ウ) 共同して利用する者の範囲
 - (エ) 共同して利用する者の利用目的
 - (オ) 開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中での第一次的な責任を有する事業者の名称

第8 保有個人データの開示等に関する義務

(1) 保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）

① 関係事業者は、保有個人データに関し、以下の(ア)～(オ)の事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）にしなければならない。

(ア) 当該関係事業者の名称

(イ) すべての保有個人データの利用目的（第5(4)①～③の規定に該当する場合を除く。）

(ウ) 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続（(7)の規定により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。）

(i) 利用目的の通知の求め（②の規定参照）

(ii) 開示の求め（(2)①の規定参照）

(iii) 内容の訂正、追加又は削除の求め（(3)①の規定参照）

(iv) 利用の停止又は消去の求め（(4)①の規定参照）

(v) 第三者提供の停止の求め（(4)②の規定参照）

(エ) 当該関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情受付の担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先

(オ) 当該関係事業者が認定個人情報保護団体（法第37条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）による業務の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情処理の申出先

② 関係事業者は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に、遅滞なく、このことを通知しなければならない。利用目的を通知しない旨を決定したときも、本人に、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。

ただし、以下の(ア)～(イ)のいずれかに該当する場合を除く。

(ア) ①の規定により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(イ) 第5(4)①～③の規定に該当する場合

(2) 保有個人データの開示（法第25条関係）

① 関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に、書面の交付による方法（開

示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。未成年者等の個人情報に関し、当該未成年者等の保護者などの法定代理人から開示の求めがあった場合についても、同様である。

ただし、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。その場合、請求者に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(ア) 保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(例)

- ・ 保護者からの児童虐待を理由に子どもが親元から離れて転校しており、加害者である保護者が子どもの居所を知らない場合（保護者からの開示請求関係）
- ・ 配偶者からの暴力により、被害者や被害者と同居する未成年の子どもに対し接近禁止命令が発令された場合で、配偶者からの暴力を理由に被害者が転出したことに伴い被害者と同居する子どもが転校し、加害者が子どもの居所を知らない場合（保護者からの開示請求関係）

(イ) 保有個人データを開示することにより、当該関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(例)

- ・ 企業秘密が明らかになるおそれがある場合

(ウ) 保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合

(例)

- ・ 刑法第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第4条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

② 関係事業者は、保有個人データの開示に関し、以下の(ア)～(ウ)に掲げる事項に留意することが望ましい。

(ア) 非開示の決定をすることが想定される保有個人データの範囲を定め、顧客等に周知させるための措置を講ずるよう努めること。

(イ) 未成年者の個人情報を取り扱う機関にあっては、法定代理人から未成年者に関する保有個人データの開示を求められた場合には、その開示又は非開示の決定に当たり、当該未成年者に対する児童虐待や、当該未成年者が同居する保護者に対する配偶者からの暴力のおそれの有無を勘案すること。

(ウ) 学校等にあっては、本人から成績の評価その他これに類する事項に関する保有個人データの開示を求められた場合には、その開示又は非開示の決定に当たり、当該学校等の教育活動に与える影響を勘案すること。

- ③ 他の法令の規定により、本人が識別される保有個人データの全部又は一部を、当該本人に、①の規定の本文に定める方法に相当する方法で開示することとなる場合は、①の規定は、適用しない。
- ④ 関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、個人情報の保護に関する自らの考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を定めている場合は、その中に、顧客等の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記する」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

(3) 保有個人データの訂正等（法第26条関係）

- ① 関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、その保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- ② 関係事業者は、①の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったときは、本人に、遅滞なく、その旨（訂正等の内容を含む。）を通知しなければならない。また、利用目的から見て訂正等が必要でない場合や、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等に応じる必要はないが、そういった場合を含め、訂正等を行わない旨の決定をしたときも同様とする。

(4) 保有個人データの利用停止等（法第27条関係）

- ① 関係事業者は、本人から、その本人が識別される保有個人データが第4(3)～(5)までの規定に違反して取り扱われている（同意のない目的外利用）という理由又は第5(1)の規定に違反して取得されたものである（不正の手段による個人情報の取得）という理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合に、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

ただし、保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合に、本人の権利利益を保護するのに必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- ② 関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第7(1)及び(2)の規定に違反して第三者に提供されている（同意のない第三者への提供等）という理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合に、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供の停止をしなければならない。

ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合に、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- ③ 関係事業者は、保有個人データの全部又は一部について、①及び②に規定する本人からの求めに応じたとき、又はその求めに応じない旨の決定をしたときは、本人に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- ④ 関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、個人情報の保護に関する自らの考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を定めている場合は、その中に、顧客等の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じる」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

(5) 理由の説明（法第28条関係）

関係事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め（(1)②の規定参照）、開示の求め（(2)①の規定参照）、訂正等の求め（(3)①及び②の規定参照）、利用停止等の求め（(4)①の規定参照）及び第三者提供の停止の求め（(4)②の規定参照）（以下「開示等の求め」という。）に対し、求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、その理由を本人に説明するよう努めなければならない。

(6) 開示等の求めに応じる手続き（法第29条関係）

- ① 関係事業者は、保有個人データの開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法として、以下の(ア)～(エ)の事項を定めることができる。これらの事項を定めた場合は、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。この場合、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

(7) 開示等の求めの申出先

(例)

- ・ 担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号、受付FAX番号

- (イ) 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
- (ウ) 開示等の求めをする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の場合はその法定代理人、開示等の求めをすることにつき本人が委任した者がいる場合はその受任者）であることの確認の方法
- (エ) 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示について手数料を徴収する場合は、その徴収方法

② 関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに対応するため、その対象となる保有個人データの特定に必要な事項の提示を求めることができる。その際、本人が容易かつ的確に開示等の求めができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便性を考慮した措置を講じなければならない。

③ 関係事業者は、①及び②の規定に基づき、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するものとし、特に、関係事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を本人確認のために求めることがないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(7) 手数料（法第30条関係）

関係事業者は、保有個人データに関する利用目的の通知の求め（(1)②の規定参照）又は開示の求め（(2)①の規定参照）に応じる場合は、手数料を徴収することができる。

その手数料の額を定める際には、実費を勘案して合理的と認められる範囲内で行なければならない。また、手数料の額を定めた場合は、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）にしなければならない（(1)①(ウ)の規定参照）。

第9 苦情処理に関する義務（法第31条関係）

関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もともと、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（第8(1)①(エ)の規定参照）。

第10 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

関係事業者は、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次の対応を実施することが望ましい。

(1) 事実調査、原因の究明

事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたる。

(2) 影響範囲の特定

(1)で把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。

(3) 再発防止策の検討・実施

(1)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

(4) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第20条から第22条まで）の違反があった場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましい。

(5) 事実関係、再発防止策等の公表

(4)の個人データの安全管理の違反があった場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等を、速やかに公表することが望ましい。

(6) 主務大臣・認定個人情報保護団体への報告

事実関係及び再発防止策等について、速やかに、文部科学大臣又は法第51条の規定により関係事務を処理することとされた地方公共団体の機関（私立学校の所轄庁たる都道府県知事など）に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合は、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第11 勧告、命令等についての考え方

- (1) 法第34条に規定される文部科学大臣等の「勧告（第1項）」、「命令（第2項）」及び「緊急命令（第3項）」については、関係事業者がこのガイドラインに沿って必要な措置等を講じたか否かにつき判断して行うものとする。

すなわち、このガイドラインで「しなければならない」と記載されている規定について、個人情報取扱事業者である関係事業者が従わなかった場合は、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定違反とされ得る。違反と判断され、実際に「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである。

一方、このガイドラインで「望ましい」と記載されている規定については、関係事業者が従わなかった場合であっても規定違反と判断されることはないが、個人情報保護の推進の観点から関係事業者においては、できるだけ取り組むことが望まれる。

- (2) 「命令」は、単に「勧告」に従わないことのみをもって発することはなく、正当な理由なく勧告に係る措置が取られない場合に、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに限られる。文部科学大臣等は、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行うこととする。

「緊急命令」は、関係事業者が法第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合に、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに、「勧告」を前置せずに発する。

- (3) 文部科学大臣等は、「命令」及び「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、「命令」及び「緊急命令」に係る措置を講ずべき期間を設定して「命令」及び「緊急命令」を発する。

当該期間中に措置が講じられない場合、「罰則（法第56条、第58条）」が適用される。

第12 ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成23年度 教務委員会委員

〈平成23年9月1日現在 17名〉

	氏名	所属機関（大学・短大）名	学内職名
委員長	中野正明	華頂短期大学	学長
副委員長	式庄憲二	名古屋短期大学	学務部長
委員	蓮井直樹	青森明の星短期大学	事務長
”	三枝和也	東北文教大学短期大学部	総合企画課長
”	勝田拓也	聖徳大学短期大学部	学生部次長
”	杉田学	大妻女子大学短期大学部	教育支援グループ課長
”	丸山志げ子	共立女子短期大学	教務課担当課長
”	吉田奈央子	昭和女子大学短期大学部	教育支援センター次長
”	松本寛子	東京家政大学短期大学部	教育・学生支援センター課長
”	石月亨	目白大学短期大学部	教研支援部長
”	毛利みはる	立教女学院短期大学	教務課長
”	佐藤清彦	湘北短期大学	事務局次長・教務部長
”	高橋瑞恵	聖セシリア女子短期大学	事務局次長・教務担当
”	山本将	岡崎女子短期大学	学園副事務局長（教学担当）
”	村瀬康弘	名古屋経済大学短期大学部	教務部長
”	種市淳子	名古屋柳城短期大学	教務課長
”	後藤俊男	滋賀短期大学	事務局長

（順不同・敬称略）

平成24年度 教務委員会委員

〈平成24年9月1日現在 19名〉

	氏名	短期大学名・学内職名
委員長	中野正明	華頂短期大学 学長
副委員長	式庄憲二	名古屋短期大学 学務部長
委員	蓮井直樹	青森明の星短期大学 事務長
”	三枝和也	東北文教大学短期大学部 総合企画課長
”	小野貴久	宇都宮文星短期大学 教務課長
”	勝田拓也	聖徳大学短期大学部 学生部次長
”	杉田学	大妻女子大学短期大学部 教育支援グループ課長
”	丸山志げ子	共立女子短期大学 教務課担当課長
”	仙波良太郎	白梅学園短期大学 教務課長
”	松本寛子	東京家政大学短期大学部 教育・学生支援センター課長
”	渦尾洋之	目白大学短期大学部 学修支援部長
”	毛利みはる	立教女学院短期大学 教務課長
”	佐藤清彦	湘北短期大学 事務局次長・教務部長
”	高橋瑞恵	聖セシリア女子短期大学 事務局次長・教務担当
”	石原純	常葉学園短期大学 学生部次長兼教務課長
”	山本将	岡崎女子短期大学 学園副事務局長(教学担当)
”	村瀬康弘	名古屋経済大学短期大学部 教務部長
”	種市淳子	名古屋柳城短期大学 教務課長
”	笹部雅彦	大阪青山短期大学 教務部長補佐

(順不同・敬称略)

編 集 後 記

教務委員会では、毎年「短期大学教務必携」を刊行し、各短期大学の教務関係の皆様にご活用いただいております。

近年、日本の高等教育を取り巻く環境、社会的な変化はこれまで以上に大きくなっており、また、これらの変化に対応すべく毎年のように法令等の改正が行われています。その中で本書においても関連法律、省令等の改正部分の加除、項目の整理、資料の追加等を行い、本年度も第17次改訂版として刊行いたしました。

この「短期大学教務必携」が、机上にあって皆様の日常の業務に役立つことを願うとともに、多くの方々からのご意見やご助言をいただければ幸いです。

なお、教務委員会の2年間の委員名簿（各委員の所属・学内職名は該当年度当時のもの）を記して、各委員の活動に格別のご配慮をいただいた各短期大学に対して深く謝意を表します。

短期大学教務必携

平成24年10月1日 印刷

平成24年10月3日 発行

編集・発行

日本私立短期大学協会
教務委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
電話 (03) 3261-9055

印刷

有限会社 京文社

〒112-0012 東京都文京区大塚6-32-5
電話 (03) 3943-4231
